工事番号	

（様式－1）

工　　事　　名	令和8年度（債務負担行為）南穂高認定こども園空調機更新工事　　金抜設計書
施　工　箇　所	安曇野市　　南穂高認定こども園

設　　計　　大　　要	施　工　方　法	請　負
■南穂高認定こども園の空調機更新工事一式 空調機6セットの更新工事と それに伴う配管工事、電気工事、建築工事　他	施　工　期　間	日間
	契約予定年月日	令和　　年　　月　　日
	竣工予定年月日	令和　9　年　6　月　30　日
	契約保証方法	金銭的保証

・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。

・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。

工　事　設　計　用　紙　　安曇野市

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
令和8年度（債務負担行為）南穂高認定こども園　空調機更新工事　内訳書						
内 訳 書						
Ⅰ　共通仮設費		式	1			
Ⅱ　直接工事費		式	1			
純工事費計						
Ⅲ　現場管理費		式	1			
Ⅳ　一般管理費等		式	1			
工事価額計						
消費税相当額		式	1			10%
工事費合計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
Ⅰ　共通仮設費						
共通仮設	率仮設	式	1			
Ⅰ-計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
Ⅱ　直接工事費						
A　機械設備工事費		式	1			
B　電気設備工事費		式	1			
C　付帯工事費		式	1			
Ⅱ-計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
A 機械設備工事費						
A-1 直接仮設工事		式	1			
A-2 撤去工事		式	1			
A-3 空調設備機器工事		式	1			
A-4 空調配管工事		式	1			
A-計						
B 電気設備工事費		式	1			
C 付帯工事費		式	1			

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
A-1　直接仮設工事						
脚立足場	内部床　部分養生　清掃・片付	式	1			
B-1　計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
A-2　撤去工事						
ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	壁掛形	台	1			
ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	天井ｶｾｯﾄ形4方向	台	4			
室外機	床置形　氷蓄熱式　(3機1ｾｯﾄ)	set	1			
冷媒ｶﾞｽ回収・処分		式	1			
冷媒用被覆銅管　撤去		m	4.0			
冷媒用銅管断熱材被覆銅管	保温外装 (ｶﾗｰ鋼板)	m	4.0			
産廃処理費	収集・運搬・処分費	式	1			
小　計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
A-3 空調設備機器工事						
給食調理室 AC-11 空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	天井カセット形4方向 R32	set	1			
寒冷地仕様	冷房:3.6kW 暖房:4.0kW					
	電 源:三相200V 60Hz					
	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ, 防振架台, 防護ﾈｯﾄ					
相談室 AC-12 空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	天井カセット形4方向 R32	set	1			
寒冷地仕様	冷房:10.0kW 暖房:11.2kW					
	電 源:三相200V 60Hz					
	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ, 防振架台, 防護ﾈｯﾄ					
職員室 AC-13 空冷ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	天井カセット形4方向 R32	set	1			
寒冷地仕様	冷房:12.5kW 暖房:14.0kW					
	電 源:三相200V 60Hz					
	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ, 防振架台, 防護ﾈｯﾄ					
給食職員休憩室 AC-14 ルームｴｱｺﾝ	壁掛形 R32	set	1			
寒冷地仕様	冷房:2.2kW 暖房:2.8kW 単相100V 60Hz					
	ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ, ﾘﾓｺﾝﾎﾙﾀﾞｰ, 防振架台, ﾄﾞﾚﾝﾎﾟﾝﾌﾟ					

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
更衣室 AC-15　ルームエアコン	壁掛形　R32	set	1			
寒冷地仕様	冷房：2.8kW　暖房：4.0kW　単相100V　60Hz					
	ワイヤレスリモコン，リモコンホルダー，ブラケット架台，防振架台					
職員休憩室 AC-16　ルームエアコン	壁掛形　R32	set	1			
寒冷地仕様	冷房：2.5kW　暖房：3.2kW　単相100V　60Hz					
	ワイヤレスリモコン，リモコンホルダー，ブラケット架台，防振架台					
耐震支持費		式	1.0			
機器据付費		式	1.0			
あと施工アンカー	M10	本	12			
あと施工アンカー	M12	本	16			
重機損料	4tユニック	式	1			
総合調整費		式	1			
小　計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
A-4 空調配管工事						
冷媒用被覆銅管	屋内一般(隠蔽) φ6.35　保温厚10㎜ 液管	m	64.0			
冷媒用被覆銅管	屋内一般(隠蔽) φ9.52　保温厚10㎜ 液管	m	84.0			
冷媒用被覆銅管	屋内一般(隠蔽) φ9.52 保温厚20㎜ガス管	m	1.0			
冷媒用被覆銅管	屋内一般(隠蔽) φ12.7 保温厚20㎜ガス管	m	62.0			
冷媒用被覆銅管	屋内一般(隠蔽) φ15.88 保温厚20㎜ガス管	m	84.0			
冷媒用被覆銅管	屋外架空(露出) φ6.35 保温厚10㎜ 液管	m	24.0			
冷媒用被覆銅管	屋外架空(露出) φ9.52 保温厚10㎜ 液管	m	14.0			
冷媒用被覆銅管	屋外架空(露出) φ9.52 保温厚20㎜ガス管	m	16.0			
冷媒用被覆銅管	屋外架空(露出) φ12.7 保温厚20㎜ガス管	m	8.0			
冷媒用被覆銅管	屋外架空(露出) φ15.88 保温厚20㎜ガス管	m	14.0			
結露防止層付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 ACD	屋内一般(隠蔽) 20	m	2.0			
結露防止層付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 ACD	屋内一般(隠蔽) 25	m	2.0			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	屋外架空　　20A	m	6.0			
耐震支持費		式	1			
冷媒用銅管 断熱材被覆銅管用 保温外装	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板	m	22.0			

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
エアコン用計装						
室内外渡り配線	EM-EEF2.0㎜-3C　冷媒配管共巻	m	186.0			
ﾘﾓｺﾝ取付	手間のみ	箇所	3			
区画貫通処理	防火区画貫通	箇所	4			
小　計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
B 電気設備工事費	(空調機)					
受変電設備改修		式	1			
分電盤PL-1改修	2P2E20A組込	式	1			
分電盤L-M改修	2P2E20A組込x2	式	1			
屋外動力盤	P-2更新	式	1			
電線管	Z-G28	m	20.0			
電線管	Z-G28 ノーマル	個	12			
配管支持材		式	1			
ケーブル	EM-EEF2.0-3CG(隠蔽)	m	40.0			
ケーブル	EM-EEF2.0-3CG(管内)	m	20.0			
ケーブル	EM-CE5.5-4C(管内)	m	16.0			
ケーブル	EM-CE8-4C(管内)	m	8.0			
電動機結線		台	3			
金属製線ぴ	MM1 A型	m	20.0			
金属製線ぴ	コンセントボックス1個用浅型	個	3			
埋込型コンセント	2P15A/20AET(250V用)P共	個	3			
区画貫通処理	壁40φ	箇所	5			
撤去物運搬処分費	既設トランス 既設動力盤等	式	1			
小 計						

工事設計用紙

名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　価	金　　額	備　　考
C 付帯工事費						
内部天井点検口	材工	箇所	6.0			
小　　計						

位置図

令和８年度（債務負担行為）南穂高認定こども園空調機更新工事



現　場　説　明　書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

１．件名（工事名称）　令和８年度（債務負担行為）南穂高認定こども園空調機更新工事

２．工事場所：　安曇野市　南穂高認定こども園

３．工事概要：　南穂高認定こども園の既存エアコン更新工事
・エアコン６台更新
・上記工事による電気工事　他

４．工期：契約日　より　令和９年６月 30 日まで

５．一般事項について
(1)現場説明会
本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。」）によるものとし、現場説明会は実施しない。
(2)設計図書等に対する質問及び回答について
設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。
(3)工事費内訳書の提出
入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。
(4)工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

６．本工事における特記事項
(1)工事用地等
本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所･面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2) 排水への対応
本工事施工に伴う排水は、沈殿処理･Ｐh 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

(3)工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
(4)夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
(5)周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
(6)感染症対策は十分に講じること。
(7)各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。
(8)残土関係
・本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。
なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。
・建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。
(9)この工事は執務並行型の工事である。
(10) 本工事は、「安曇野市週休２日工事実施要領」の通期の週休２日工事の対象である。
(11)工程は、監督員及び施設管理者と相談の上、園の運営に支障がないよう計画すること。

~~7．本工事に関連する別途発注工事の予定~~

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

８．安全対策関係
① 交通誘導警備員
受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第４条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
② 安全施設
発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）
なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

９．工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10．その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

11．工事請負契約書（案）に関する事項について

第 39 条（債務負担行為に係る契約の特則）関係

各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

令和８年度	40％
令和９年度	60％

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

１．保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

２．各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

⑴公共事業労務費調査等

⑵資材調査、建設副産物実態調査等

３．工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

４．被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

５．工事実績情報サービス（CORINS）の登録について

⑴ 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

⑵ 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

６．施工体制台帳に係る書類について

⑴ 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

⑵ 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

⑶ 次の業種についても請負契約に該当するため、⑴と同様とする。

・１日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合

・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

７．主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）

② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

８．産業廃棄物等の取扱い

(1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。

(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、ﾏﾆﾌｪｽﾄA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

９．再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ラージリサイクル法)に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10．安全対策関係

(1)工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。

(2)安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

(3)足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11．環境対策関係

(1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。

(2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。

(3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。

(4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12．過積載の禁止

(1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。

②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。

③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輌及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輌からの資機材等の引き渡しを受けないこと。

⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輌を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

(2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

~~13．セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~

~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~

~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。~~

14．アスベスト建材使用箇所等の事前調査

(1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、

図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

① アスベスト材料の種別

② アスベスト形状、飛散可能性の有無

③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

(2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

(1)工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(2)工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(3)請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

(1)工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。

(2)工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。

(3)下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、Ｉ類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コ

ンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）

・工事打合わせ記録簿（当月分）

・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはＡ４版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号第 20 条の２第２項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

25. 設計変更による工事費について

設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式により算出する。

［変更請負額］＝｛[変更設計工事価格］×［当初請負比率]｝※1＋［消費税相当額］

当初請負比率：[当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額］／［当初設計額の工事価格］

※1 有効桁上位 4 桁、5 桁目以降及び一千万円未満の場合は一万円単位となるよう切り捨て

建　築		電気設備	
No.	図 面 名 称	No.	図 面 名 称
A－0	表紙	M－1	特記仕様書（機械設備）
A－1	図面リスト	M－2	設備機器表
A－2	改修特記仕様書（1）	M－3	設備機器更新平面図
A－3	改修特記仕様書（2）	E－1	電気設備図
A－4	改修特記仕様書（3）	E－2	高圧受電設備単線結線図(改修)
A－5	改修特記仕様書（4）	E－3	空調機動力分電盤図
A－6	案内図・配置図		
A－7	平面図　仮設計画図		

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度 南穂高認定こども園　空調機更新工事	図面リスト	A－1
							SCALE －	DAY

令和8年度（債務負担行為）南穂高認定こども園 空調機更新工事　改修工事仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　　安曇野市豊科南穂高2856

2．敷地面積（㎡）7,263.24㎡

3．工事種目　　改修工事

建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
こども園	改修	S	1	―――	―――	198.3	1244.63

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成19年版」（以下「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成19年版」（以下「標仕」という。）、及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説　平成18年版」（以下、「解体共仕」）による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の（．．．）内の表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の［．．．］内の表示記号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（5）特記事項に記載の〈．．．〉内の表示記号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項	
1 一般共通事項	① 適用基準等	○建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
		・数地調査共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
		・建築鉄骨設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
		○工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
		○安曇野市建築工事の手引	安曇野市企画財政部監修
		○公共建築改修工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
		・木造建築工事標準仕様書	国土交通省大臣官房営繕部監修（令和4年版）
		○建築物解体工事共通仕様書・同解説	国土交通省大臣官房営繕部監修（令和4年版）
		○建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）	建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
		○長野県建設リサイクル推進指針	
	2.品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による	[1.2.2]
		※風速（Vo=　　）	
		※地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）	
		※積雪区分　建告示第1455号　別表（　　）	
	③電気保安技術者	※適用する　・適用しない	(1.3.3)
	4.施工条件明示項目	・	(1.3.5)
	⑤ 発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による　○構外搬出適正処理	(1.3.8)
		また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。	
		・引渡しを要するもの	
		・再生資源の利用を図るもの	
	6. 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。	
	7. 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示	(1.5.2)
		既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・	(1.5.3)
	8. 技能士	※ 適用する（一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。）	(1.6.2)
		・適用しない	

適用工事種別	技能検定作業
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｷ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官　・建築板金（内外装板金作業）
外壁改修工事	・左官　・ﾀｲﾙ張り　・塗装（建築塗装作業）　・樹脂接着剤注入作業
建具改修工事	・建具製作　・ｻｯｼ施工　・ｶﾞﾗｽ施工　・自動ﾄﾞｱ施工
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ・表装（壁装作業）　・建築大工　・ﾀｲﾙ張り　・左官
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）　・型枠施工　・とび
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工
石工事	・石材施工（石張り作業）
植栽工事	・造園

	9.設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	10.設計GL	※図示　・設計GL=現状GL

章	項目	特記事項	
1 一般共通事項	11.化学物質の濃度測定	測定方法　※ﾊﾟｯｼﾌﾞ法（拡散法）　・ｱｸﾃｨﾌﾞ法（吸引法）	[1.5.9]
		検査機関	
		※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者	
		測定物質	
		※ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　※ﾄﾙｴﾝ　※ｷｼﾚﾝ　※ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ｽﾁﾚﾝ	
		測定個所(室)　指示による	
		計　3　個所	
		※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。	
		化学物質の室内汚染濃度指針値	

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	備考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

	⑫ 完成図等	※作成する	(1.8.1～1.8.3)(表1.8.1)
		※完成図（※設計図書で示したもの全て　・標仕表1.7.1による　○監督員の指示による）	
		作成方法　※原図　用紙　（※ﾄﾚｰｼﾝｸﾞﾍﾟｰﾊﾟｰA1　・　）	
		作図方法（※CADで作成し出力　・　）	
		・マイクロフィルム（ﾌﾟﾘﾝﾀｷｬｰﾄﾞﾄﾞ付）	
		※製本（原図の青焼き、見開き A1版（1部））	
		※CADデータ（※CD-R（2部）　・　）	
		※保全に関する資料（2部）	
	13. 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。	

分類・規格	撮影箇所数	部数	写真のサイズ（mm）
※ カラー写真	外部（　）内部（　）	※2　・	※ ｷｬﾋﾞﾈ版　・ｻｰﾋﾞｽ版
・ パネル（木製枠）	外部（　）内部（　）	※2　・	※ 半切　・ 全紙
・ カラースライド	外部（　）内部（　）	※1　・	24×36以上
※ 電子データ	外部（　）内部（　）	※2　・	※428万画素以上 ※350dpi以上

電子データは、ﾌｧｲﾙｽｷｬﾝのうえRGB各8ﾋﾞｯﾄ（ﾌﾙｶﾗｰ）、JPEG形式最高画質（100%画質）とし、CD-Rにて提出とする。

撮影業者　※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者

⑭ 建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び品質を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及び製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。

(1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること

(2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること

(3)安定的な供給が可能であること

(4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること

(5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること

(6)販売、保守等の営業体制が整えられていること

これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

なお、(社)公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする。

また、備考欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。

⑮ 化学物質を発散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1)合板、木質系フローリング、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ﾕﾘｱ樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

(2)保温材、緩衝材、断熱材はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

(3)接着剤はﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ及びﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ-ｴﾁﾚﾝｵｷｼﾄﾞを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

(4)塗料はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

(5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

なお、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

規制対象外

①JIS及びJASの F☆☆☆規格品

②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品

③下記表示のあるJAS規格品

a．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用

b．接着剤等不使用

c．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない材料使用

d．ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用

e．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料使用

f．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用

第三種

①JIS及びJASの F☆☆☆規格品

②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品

③旧JISのE0規格品

④旧JASのFco規格品

2 仮設工事	① 足場その他	内部足場　種別　※脚立、足場板等　・	(2.2.1)
		外部足場　種別　※A種（手すり先行工法）　・B種　・C種　・D種	(2.2.1)(表2.2.1)
		防護シートによる養生　※行わない　・行う	
		材料、搬去材料等の運搬　・A種　※B種　・C種　・D種　・E種	(2.2.1)(表2.2.1)
	② 養生	既存部分の養生　※ビニルシート等　・	(2.3.1)
		既存家具等の養生　※ビニルシート等　・	
		固定家具等の移動　※行わない　・行う（図示）	
	3.仮設開仕切		(2.3.2)(表2.3.1)

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗装
・A種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
・B種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　mm	・片面
※C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	※合板張り程度 ※片面フラッシュ程度		※無し ・有り

	④ 監督職員事務所	※ 設ける　○設けない	(2.4.1)(表2.4.2)
		規模　※10㎡程度　・20㎡程度　・（　）	
	⑤ 工事用水	構内既存の施設　○利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない	
	⑥ 工事用電力	構内既存の施設　○利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない	
3 防水改修工事	1．アスファルト防水		(3.3.2)(3.3.3)(表3.1.1)(表3.3.3～表3.3.10)

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種別
保護防水	・P1B		・B－1　※B－2
	・P1BI　・T1BI		・BI－1　※BI－2
	・P2AI		・AI－1　※AI－2
	・P2A		・A－1　※A－2
露出防水	・M4C		・C－1　※C－2
	・M3D　・P0D		・D－1　※D－2
屋内防水	・P1E　・P2E		・E－1　※E－2 （保護層は図示による）

アスファルトの種類　※3種　・4種　(3.2.2)(3.3.2)

保護コンクリートのコンクリート種類　※無筋コンクリート　(3.3.2)

二重ドレン（POD工法の場合）　※設けない　・設ける　(3.3.5)

脱気装置（M3D、POD工法の場合）　※設けない　・設ける　(3.3.3)

既存露出防水層表面の仕上げ塗装（M4C工法の場合）　・除去する　(3.2.6)

断熱工法の断熱材　厚さ（mm）　※25　・　(3.3.2)

ただし、特定フロンを含まないもの。

立上り部の保護　(3.3.2)

れんがの種類　※見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが形ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸとする。

乾式保護材の材料　※押出成形セメント板　厚さ15mm

	2．改質アスファルトシート防水		(3.4.2)(3.4.3)(表3.1.1)(表3.4.1～表3.4.3)

防水改修工法の種類	施工個所	新規防水層の種別	厚さ(mm)
・M4AS工法		・AS－1　・AS－2　・AS－3	
・M3AS工法		・AS－4　・AS－5　・AS－6	
・POAS工法			
・M3ASI工法 ・M4ASI工法 ・POASI工法		・ASI－1　・ASI－2	

脱気装置　※設けない　・設ける　(3.2.5)

	3．合成高分子系ルーフィングシート防水		(3.5.2)(3.5.3)(表3.1.1)(表3.5.1)

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り	使用分類
・POS工法		・S－F1　・S－M1	・カラー	※非歩行
・S4S工法		・S－F2　・S－M2	・シルバー	・軽歩行
・S3S工法				
・M4S工法		・S－M1　・S－M2		
・POSI工法		・SI－F1　・SI－F2		
・S3SI工法		・SI－M1　・SI－M2		
・S4SI工法		・SI－M3		
・M4SI工法				

脱気装置　・設けない　・設ける　(3.5.3)

目地処理　PCコンクリートの場合（　）　(3.5.4)

	4．塗膜防水		(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.1)

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・POX工法		・X－1	・シルバー
・L4X工法		・X－2	・カラー

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X工法の場合）　・除去する　(3.2.6)

脱気装置　※設けない　・設ける　(3.6.3)

（1～4についての保証）　防水工事施工者及び請負者連名の保証書（10年）を提出のこと。

	5．脱気装置		(3.3.3)(3.4.3)(3.5.3)

種類	材質		設置数量
・平面部脱気型	・ポリエチレン樹脂	・ABS樹脂	（　）
	・ステンレス	・鋳鉄	㎡当たり1箇所
・立上がり部脱気型	・合成ゴム	・塩化ビニル樹脂	（　）
	・ステンレス	・銅	㎡当たり1箇所

	6．シーリング	シーリング改修工法の種類	(3.7.4～3.7.7)(表3.7.1)
		・シーリング充てん工法　・シーリング再充てん工法	
		・拡幅シーリング再充てん工法　・ブリッジ工法	
		シーリングの種類、施工箇所	(3.7.2)(表3.7.1)
		※下表以外は改修標仕表3.7.1を標準とする	

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

PCB含有シーリング調査

・1次分析（PCB含有分析の要否判定）

工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、PCB含有分析が必要な場合は協議する。

・2次分析（PCB含有分析）

PCBの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。

(1)採取箇所　計　箇所

(2)採取方法　分析機関の指定する方法により採取する。

(3)分析方法　GC－ECD法による(JIS K0114)

シーリングにPCBが含有していた場合の措置

(1)除去方法　改修標仕3.7.5(a)による

(2)処置方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCBが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

	7．とい	といの材種	(3.8.2)(表3.8.1)
		※配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管　・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	
		・ステンレス鋼板　・表面処理鋼板	
		鋼管製といの防露　※改修標仕表3.8.5による　(3.8.3)(表3.8.5)	
		・次の箇所は行わない（　）	
		ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量の等級	
		※規制対象外　・第三種	
		掃除口　※有り　・無し	
		縦どい受け金物の取付け　※図示　・標仕13.5.3(d)(2)による	(3.8.3)

	8．アルミニウム製笠木		(3.9.2)(表3.9.1)

種類	呼称肉厚（mm）	表面処理	固定間隔	備考
・100形		※A－1又は	※固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	※既存部及び突当り部等の役物は本体製造所の仕様による
・250形	1．6以上	B－1種		
・300形	1．8以上	・B－2		
・350形	2．0以上	（　）		

板材折曲げ形の取付工法　※図示　(3.9.3)

工法

既存笠木等の撤去　・行う（範囲　※図示　・　）

下地補修の工法　※図示

板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示

	9．折板葺		[13.3.2][13.3.3][表13.2.1]
		形式　※重ね形　・はぜ締め形　・かん合形	
		形状(mm)　山高（　88　）山ピッチ（　200　）　板厚　※0.6　・0.8　○1.0	
		材料　※塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(CGLCCR-20-AZ150)（規格等）　・　ポリカーボネイト樹脂（乳白）	
		軒先笠木板　※有り　・無し	
		断熱材　※有り（種別：　厚さ：　mm）　○無し	
		耐火性能　※30分耐火　・無し	
	(9についての保証)	・長野県板金工業組合認定の施工図により施工したものは同組合及び請負者連名の保証書（10年）を提出すること。	
		・上記組合認定以外の施工図により施工したものはメーカー、屋根施工業者及び請負者連名の保証書（10年）を提出すること。	
4-1 外壁改修工事 共通事項	1.施工数量調査	調査範囲　※外壁改修範囲　・図示の範囲	(1.5.2)
		調査内容	
		ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。	
		モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては、浮き部を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等調査する。	
		コンクリートまたは、モルタル表面のはがれ及びひび割れ等を壁面に表示する。	
		塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びひび割れ等を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。	
		調査報告書の部数　※2部　・	
	2.改修材料	・既製調合モルタル	(4.2.2)

保水率(%)	単位容積質量(Kg／l)	接着強さ(N／mm2) 標準時	接着強さ(N／mm2) 温冷繰り返し後	長さ変化率(%)	曲げ強さ(N／mm2)
70．0以上	1．80程度	0．60以上	0．40以上	0．20以上	4．0以上

・パテ状エポキシ樹脂　(4.2.2)

初期硬化性(標準)	接着強さ(標準)	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0 N／mm2以上	6.0 N／mm2以上	50.0 N／mm2以上	30.0 N／mm2以上	3.0 %以下

a.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

b.対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。

c.常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間または製造後6ヶ月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

・可とう性エポキシ樹脂　(4.2.2)

性能	常温物性	低温性	加熱変化	引張接着性
引張強さ	1.0 N/mm2以上	1.0 N/mm2以上	1.0 N/mm2以上	最大引張応力　1.0 N/mm2
伸び	30.0 %以上	30.0 %以上	30.0 %以上	破断時の伸び　10 %以上

比重	押出し性	スランプ	加熱減量
表示値±0.10	60秒以下	3mm以下	5%以下

a.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

b.対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。

c.常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間または製造後6ヶ月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

・タイル部分張替え用エポキシ樹脂　(4.2.2)

接着強さ	標準	低温硬化	アルカリ温水	冷熱水中繰返し	熱劣化
強度(N/mm2)	0.60 以上	0.40 以上	0.40 以上	0.40 以上	0.40 以上
凝結破壊率(%)	75 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上
皮膜物性	標準	高温	低温	アルカリ温水	熱劣化
引張強度(N/mm2)	1.00 以上	1.00 以上	1.00 以上	1.00 以上	1.00 以上
伸び(%)	30 以上	30 以上	30 以上	20 以上	20 以上

貯蔵安定性　容積と粘度に著しい変化がないこと。

耐熱性　JIS A 5548に準じた試験において、80℃で4週間、9.8Nおもりで安定していること。

a.外観は均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

b.タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。

c.「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。

d.常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6ヶ月間保存しても上記品質性能に適合していること。

e.ずれ抵抗性があること。

f.混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

・エポキシ樹脂モルタル　(4.2.2)

接着強さ	圧縮強さ	曲げ強さ
1.0 N/mm2以上	20.0 N/mm2以上	10.0 N/mm2以上

a.こて塗りが容易で、かつ硬化後の仕上がりが良好であること。

b.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

c.「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。

d.形状に異常が無く、だれが生じないこと。

e.常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6ヶ月間保存しても上記品質性能に適合していること。

安曇野市　総務部　財産管理課	改修特記仕様書（1）	
	年月日　・　・	図面総枚数 / 図面番号 A－2

4-1 外壁改修工事 共通事項

・ポリマーセメントモルタル (4.2.2)
ポリマーセメントモルタルの種類
合成ゴム系、アクリル系、エチレン－酢ビ系等

曲げ強さ (N/mm2)	圧縮強さ (N/mm2)	接着強さ (N/mm2) 標準時	湿潤時	低温時
6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

表面状態　だれの下がり量は5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。
透水性　裏面の漏れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

・ポリマーセメントスラリー (4.2.2)

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢28日)	曲げ性能 (材齢28日)	吸水性 (72時間)	耐久性 (劣化曲げ強さ)
3以上	3%以下	0.5N/mm2以上	5.0N/mm2以上	15%以下	5.0N/mm2以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

・吸水調整材 (4.2.2)

項目	全固形分(%)	吸水性(g)	接着強さ(N/mm2)	界面破断率(%)
品質・性能	表示値±1%以内	30分間で1g以下	0.98以上	50%以上

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

4-2 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

1. ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 (4.1.4)(4.3.4～4.3.6)

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130・	

注入材料 (4.2.2)
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
・
検査（コア抜取り）　※行わない (4.3.4)
・行う（抜取り部の補修方法：　）

・Uカットシール材充てん工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.5)

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.6)

シール材料	品質・規格等
・パテ状エポキシ樹脂	
・可とう性エポキシ樹脂	

※充てん工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.7)

シール材料	品質・規格等
・エポキシ樹脂モルタル	
・ポリマーセメントモルタル	

2. 欠損部改修工法

※充てん工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.7)

シール材料	品質・規格等
・エポキシ樹脂モルタル	
・ポリマーセメントモルタル	

4-3 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1. 既存モルタル塗りの撤去
・行う（※全面　・図示の範囲）

2. ひび割れ部改修工法
・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、3. 欠損部改修工法による）
※樹脂注入工法（※既存モルタル面　・既存躯体コンクリート面） (4.1.4)(4.4.2)(4.4.5)

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (cc/m)	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130・	

注入材料 (4.2.2)
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
・
検査（コア抜取り）　※行わない (4.3.4)
・行う（抜取り部の補修方法：　）

・Uカットシール材充てん工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.3.5)

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法（※既存モルタル面　・既存躯体コンクリート面） (4.1.4)(4.2.2)(4.4.7)

シール材料	品質・規格等
・パテ状エポキシ樹脂	
・可とう性エポキシ樹脂	

・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修（※シール工法の範囲　・　） (4.4.2)(4.6.3)

3. 欠損部改修工法
既存モルタル面の欠損部 (4.1.4)(4.4.8)(4.4.9)

改修工法の種類	材料	品質・規格等
・充てん工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.2.2(g)による	塗り厚25mmを越える場合の補強 ※行う　・行わない　・図示

既製目地材　・適用する（形状　※図示　・　） (4.2.2)

4. 浮き部改修工法

(4.1.4)(4.4.10～4.4.15)(表4.4.3)(表4.4.4)

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25ml ・
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25ml ・
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50ml ・
・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25ml ・
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25ml ・
・注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50ml ・

アンカーピン (4.2.2)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・

注入口付アンカーピン (4.2.2)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径外径６mm
・

4-4 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

1. 既存タイル張りの撤去
・外壁タイル張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

2. ひび割れ部改修工法
改修箇所　※既存タイル張り面　・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）
※樹脂注入工法 (4.1.4)(4.3.4)(4.5.5)

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (cc/m)	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130・	

注入材料　※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形） (4.2.2)
検査（ｺｱ抜取り）　※行わない　・行う（抜取り部の補修方法：　） (4.3.4)

・Uカットシール材充てん工法（既存タイル張り撤去面） (4.1.4)(4.2.2)(4.3.5)(4.3.6)

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	※1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3. 欠損部改修工法
・タイル部分張替え工法 (4.1.4)(4.2.2)(4.5.7)

接着剤の種類	品質・規格等
※ポリマーセメントモルタル	「建設省官民連帯共同研究所報告書『有機系接着剤を利用した外装タイル・石張りシステムの開発』（建設大臣官房技術調査室監修 平成９年２月）」における「外装タイル・石張り用接着剤の品質基準（案）」に基づく品質性能試験に適合するタイプⅠであって監督職員の承諾するもの又は特記による。
・変成シリコン樹脂	
・エポキシ樹脂	
・ポリウレタン樹脂	
・シリコン樹脂	
・タイル部分張替え工法用接着剤	

・タイル張替え工法 (4.1.4)(4.5.8)
伸縮目地調整及びひび割れ誘発目地 (4.5.8)(表4.5.1)
位置　※改修標仕表4.5.1による　・図示

4. 浮き部改修工法 (4.1.4)(4.5.10～4.5.15)(表4.4.3)(表4.4.4)

改修工法の種類 (タイルを撤去しない場合)	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25ml ・
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25ml ・
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50ml ・
・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25ml ・
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25ml ・
・注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50ml ・
・注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50ml ・

アンカーピン (4.2.2)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・

注入口付アンカーピン (4.2.2)
材質　※ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径外径６mm
・

5. 陶磁器質タイル張り
タイルの種類 (4.2.2)(4.5.7)(4.5.8)

施工箇所	形状寸法 (mm)	きじ 磁器	きじ せっ器	きじ 陶器	釉薬 無釉	釉薬 施釉	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする。
タイルの見本焼き　※行わない　・行う
壁タイル張りの工法 (4.5.7)(4.5.8)(表4.5.3)
外装タイル　・密着張り　・マスク張り
タイルの試験張り　※行わない　・行う

6. 目地改修工法
・目地ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.5.16)

・伸縮目地改修工法 (4.1.4)(4.5.16)
シーリング用材料　種類　※改修標仕表3.7.1による (3.7.2)(表3.7.1)

4-5 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

1. 既存塗膜等の除去及び下地処理
既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 (4.6.3)(表4.6.1～表4.6.4)

工法	処理範囲	下地面の補修
※サンダー工法	※既存仕上面全体 ・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法 加圧力　※30MPa 程度以上	※既存仕上面全体 ・	・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体 ・	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

2. 下地調整材
※下地調整塗材 (4.2.2)(4.6.3)
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材を使用

3. 仕上げ塗材仕上げ
種類、仕上げの形状、工法 (4.1.4)(4.2.2)(表4.2.3)(表4.2.4)

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	
	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様
	・可とう形複層塗材ＣＥ	耐候性　※耐候形３種　・
	・複層塗材Ｓｉ	上塗材
	・複層塗材Ｅ	溶媒　※水系　・溶剤系
	・複層塗材ＲＥ	樹脂　※アクリル系
	・複層塗材ＲＳ	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水複層塗材ＣＥ	・メタリック
	・防水形複層塗材Ｅ	防水形の増塗材　※行う
	・防水形複層塗材ＲＥ	
	・防水形複層塗材ＲＳ	
・可とう系改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・平たん状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・さざ波状
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・ゆず肌状

防火材料の指定が必要な場合 (4.2.2)(15.5.2)
・
※建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

5 建具改修工事

1. 改修工法の適用 (5.1.2)

建具の種類			適用箇所
○アルミニウム製建具		排煙オペレーター交換	※すべて
・鋼製建具	・外部	・　・	※建具表による　・図示
	・内部	・　・	※建具表による　・図示
・鋼製軽量建具		・　・	※建具表による　・図示
・ステンレス製建具		・　・	※建具表による　・図示

2. 見本の製作等
・特殊な建具の仮組（建具番号：　） (5.1.5)

3. 防犯建物部品
・適用する（　） (5.1.7)

4. アルミニウム製建具
外部に面する建具 (5.2.2)(表5.2.1)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０	※図示
・B種	Ｓ－５	・	・		
・C種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	１００	

防音ドアセット　・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　）
断熱ドアセット　・断熱サッシ　・適用する　断熱性の等級（　）
表面処理　※Ｂ－１　・Ｂ－２（※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ） (5.2.4)(表5.2.2)

屋内建具
表面処理　※Ｃ－１又はＢ－１ (5.2.4)(表5.2.2)
・Ｃ－２又はＢ－２（※ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）

5. 網戸
防虫網 (5.2.3)
網の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形式　・外部可動式　・固定式　・開き網戸

6. 鋼製建具
簡易気密型ドアセットの適用は特記による (5.3.2)(表5.3.1)
耐風圧性の適用は建具表による
特定防火設備の戸　・適用する (5.3.4)

7. 鋼製軽量建具
簡易気密型ドアセットの適用は特記による (5.4.2)

8. ステンレス製建具
簡易気密型ドアセットの適用は特記による (5.5.2)
耐風圧性の適用は建具表による
表面仕上げ　※ヘアライン仕上げ　・鏡面仕上げ (5.5.4)
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強有り） (5.5.5)
特定防火設備の戸　・適用する (表5.5.1)

9. 自動ドア開閉装置
※製造所標準製作規定寸法許容差による (5.7.2)(5.7.3)(表5.7.1～表5.7.3)

開閉方法	センサの種類
※スライディングドア	・マットスイッチ
スイングドア	・電子マットスイッチ
性能　・SSLD-1	※光線スイッチ
・SSLD-2	・音波スイッチ
・DSLD-1	・熱線スイッチ
・DSLD-2	・光電スイッチ
・SWD-1	・多機能便所スイッチ
・SWD-2	・

・凍結防止措置（適用箇所は建具表による）

10. 自閉式上吊り引き戸装置
品質規格　※改修標仕5.8.3による　・製造所標準仕様による (5.8.3)(表5.8.1)

11. その他建具
かまち戸の樹種　かまち（　）　鏡板（　） (16.6.2)
ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）　・鳥の子 (表16.6.3)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量の等級 (16.6.2)
※規制対象外　・第三種

12. 建具用金物
マスターキー　※製作する　○製作しない (5.6.4)
建具金物の種類 (5.6.2)(5.6.3)(表5.6.1)(表5.6.2)
錠前類は、シリンダー箱錠（レバーハンドル）とする。
なお、錠前類は建具製作所の指定のものとし、監督職員の承諾を受ける。
吊金物
・丁番（内部建具については、軸を鉄芯としてもよい）　・ピボットヒンジ

13. ガラス
※建具表による (5.12.2)
・ガラスブロック積み（※図示）
ガラスブロック　品質JIS A5212によるもの (5.12.5)

寸法(mm)	色調	パターン	防火認定
	※クリア　・熱線反射		※無し
	・乳白　・カラー（　）		・有り

14. ガラス留め材及び溝
ガラス留め材 (5.12.2)(表5.12.1)

建具の種類	材質
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
板ガラスをはめ込む溝の大きさ (5.12.3)
改修標仕5.12.3以外のアルミニウム製建具及び枠ガラスの場合は、(社)日本建築学会JASS17ガラス工事「3.1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。

15. ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内張り　・外張り	飛散防止率　Ｄ１

品質JIS A5759による

16. 重量シャッター (5.9.2)(表5.9.1)

シャッターの種類	
・一般重量シャッター	耐風圧性能（　）N/m2
・外壁用防火シャッター	耐風圧性能（　）N/m2
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

閉形式　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
危害防止機構　※障害物感知装置（自動開鎖型）　・シャッターの二段降下式 (5.9.2)
一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない (5.9.2)

17. 軽量シャッター
開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用） (5.10.2)(表5.10.1)
スラット　材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (5.10.3)
形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形 (5.10.4)
ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304(厚さ1.5mm) (表5.10.2)
耐風圧性能　（　）N/m2

18. オーバーヘッドドア (5.11.2～5.11.4)(表5.11.1)(表5.11.2)

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※スチールタイプ	※バランス式	・スタンダード形	・溶融亜鉛めっき鋼板
・アルミニウムタイプ	・チェーン式	・ローヘッド形	※ステンレス鋼板 (SUS304)
・ファイバーグラスタイプ	・電動式	・ハイリフト形	
		・バーチカル形	

耐風圧性能　（　）N/m2

19. かぎ箱
市販品　形式　・30組用　・60組用　・120組用

6 内装改修工事

1. 改修範囲
既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 (6.1.3)
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 (6.1.3)
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 (6.1.3)
※既存のまま　・図示の範囲

2. 既存床の撤去並びに下地補修
ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも） (6.2.2)
・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒工法 (6.2.2)
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・ (6.2.2)

3. 既存壁の撤去並びに下地補修
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 (6.3.2)(4.4.9)
※図示　・モルタル塗り（塗り厚25mmを越える場合の補強　※行う　・行わない）

4. 木下地等
木材の品質　※改修標仕6.5.2による　・市販品 (6.5.2)(表6.5.2)(表6.5.3)
樹種　※改修標仕表6.5.4による (6.5.2)(表6.5.4)
・代用樹種を適用しない箇所（　）
保存処理木材を使用する箇所（　）

5. 集成材等 (6.5.2)

品名	規格・品質	芯材の樹種	化粧単板の樹種
※集成材	※一般材	・たも　・なら　・しおじ	
・構造用集成材	※１級　・２級	・	
・造作用集成材	※１級　・２級	・	
・化粧ばり造作用集成材	※１級　・２級	・	・

※ホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種

6. 接着剤
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 (6.5.2)
※木工事に使用する接着剤
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系防腐剤（以下「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量の等級　※規制対象外　・第三種

※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤 (6.8.2)(6.14.2)
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量の等級
※規制対象外　・第三種

安曇野市　総務部　財産管理課

検印欄

図面名称	改修特記仕様書（その２）	年月日	
工事名	令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園 空調機更新工事	図面番号	A-3

6 内装改修工事

7. 防腐・防蟻処理

行う箇所（　　）
防腐処理　※行う（※図示　・　　）
防蟻処理　※行う（※図示　・　　）
防腐、防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存（防腐、防蟻）剤は、監督職員の承諾するものとする。
クロルピリホスを含むものを添加しないこと。

8. 床板張り　　(表6.5.11)

下張り用床板	※無し		
	・有り	※合板張り	ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外　・第三種
		・板張り	
床　板	※単層フローリング （標仕19.5.2による）		ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外　・第三種
	・縁甲板		※ひのき　・

9. 軽量鉄骨天井下地　　野縁等の種類　　(6.6.2)(表6.6.1)
屋外（・19型　※25型）　屋内（※19型　・25型）
既存の埋込インサート　・使用する　・使用しない　(6.6.3)(6.6.4)
あと施工アンカーの引抜き試験　※行う　・行わない　(6.6.4)
※天井ふところ1.5m以上の場合は吊りボルトの補強を行う
耐震性を考慮した補強　※図示
屋外軒天井及びピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強　※図示

10. 軽量鉄骨壁下地　スタッドの高さが５ｍを超える場合　※図示　・　　(6.7.3)(表6.7.1)

11. ビニル床シート張り　　(6.8.2)

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※ＮＣ　・	※無地　・マーブル柄	※2.5
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	
・			

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　）　(6.8.3)

12. ビニル床タイル張り　　(6.8.2)

種　類	JISの記号	厚さ(mm)	備　考
※コンポジションビニル床タイル(半硬質)	ＣＴ	※2	
・コンポジションビニル床タイル(軟質)	ＣＴＳ	・	
・ホモジニアスビニル床タイル	ＨＴ	・	

13. 帯電防止床タイル張り　　(6.8.2)

種　類	厚さ(mm)	性　能
・コンポジションビニル床タイル	※2　・	体積抵抗値(JIS K6911による)1.0×10⁹Ω以下、または、 漏えい抵抗値(JIS A1454による)1.0×10¹⁰Ω未満
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	
・	・	

14. 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）　ブロックパターンはJIS T 9251による　(6.8.2)
色彩は黄色を原則とする
屋　内　※塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（※300　・　）
・レジンコンクリート製
屋　外　※レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（※300　・　）

15. ビニル幅木　高さ（mm）　・60　・75　・100　(6.8.2)

16. 合成樹脂塗床　　(6.10.3)(表6.10.3～表6.10.7)

種　別	仕　上　げ　の　種　類
・弾性ウレタン塗床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材	※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級
※規制対象外　・第三種

17. フローリング張り　　(6.11.2～6.11.7)(表6.11.1～表6.11.4)

種　別	材　種	工　法	仕上げ塗装等	備　考
※天然木化粧複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	※なら	※釘どめ工法(Ｃ種)	※塗装品	
・単層フローリング	・ひのき	・	・無塗装品	
	・	・	・	
	・	・	・	

ホルムアルデヒド放散量の等級　※規制対象外　・第三種

18. 畳敷き　　(6.12.2)(6.12.3)(表6.12.1)

下　地　の　種　類	畳　の　種　別
改修標仕表6.5.9による床組	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種(　　)
ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン)	※Ｃ種　・Ｄ種(　　)

畳表及び畳床は揮発生有機化合物含有量が少ないものとする

19. ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ床下地材　ノンフロンのもの
畳下地　厚さ(mm)　※40　・65　・80　(不燃)
ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ類　厚さ(mm)　※80　・95　(不燃)

20. カーペット敷き

・織じゅうたん　　(6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)

種　別	パイル形状	色　柄	備　考
・Ａ種	・カットパイル	※単一色（無地）	
・Ｂ種	・ループパイル	・柄物（標準品）	
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用	・	

帯電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タフテッドカーペット　　(6.9.2)(6.9.3)(表6.9.2)

パイル形状	パイル長(mm)	工　法	備　考
・カットパイル	※５～７　・	※全面接着工法	
・ループパイル	※４～６　・	・グリッパー工法	
・カット、ループ併用			

帯電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タイルカーペット　　(6.9.2)(6.9.3)(表6.9.2)

パイル形状	種　類	種　類	総厚さ(mm)	備　考
※ループパイル	※第一種 ・第二種	※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

帯電性　※人体帯電圧3kV以下（ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ敷設範囲）

21. せっこうボードその他ボード張り　　(6.13.2)(表6.13.1)

種　類	JISの記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	HM	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NM	・15　・20　・25　・
・硬質木片セメント板	NF	・15　・20　・25　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ２（無石綿）・6　・8
・ロックウール化粧吸音板（内部用）	DR	※フラットタイプ（※9(不燃)　・12　・　） ・凹凸タイプ（※12(不燃)　・15　・19　・　）
・ロックウール化粧吸音板（外部用）		※フラットタイプ（※9(不燃)　・12　・　） ・凹凸タイプ（※12(不燃)　・15　・19　・　）
・せっこうボード	GB-R	・9.5（準不燃）　・12.5（不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃）　・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード	GB-D	9.5（不燃）
・化粧せっこうボード（木目）		12.5（不燃）　幅440程度 模様（※荏目　・板目）専用下地材付き
・普通合板（難燃処理）		・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）
・メラミン樹脂化粧板	－	JIS K6903による　厚さ1.2
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	MDF	・3　・7　・9　・12
・単板張りパーティクルボード		・無研磨板VN　・研磨板VS ・10　・12　・15　・18
・ハードボード（素地）	HB	・素地　・RN-HB　・RS-HB ・2.5　・3.5　・5　・7
・インシュレーションボード	IB	・T-IB　・A-IB　・S-IB ・9　・12　・15　・18

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量の等級
※規制対象外　・第三種

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材　[19.7.2][表9.6.1]
※適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
・適用しない

22. 吸音材　　(表6.13.1)

種　類	JISの記号	厚さ(mm)
・ロックウール吸音ボード１号	RW-B	※25　・
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	※25　・

23. 壁紙張り　　(6.14.2)

施工箇所	壁紙の種類 紙	織物	ビニル	化学繊維	無機質	防火性能の級別	備考
	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	

素地こしらえ　(6.14.3)(表7.2.4)(表7.2.7)
モルタル、プラスター面　※ＲＢ種　・ＲＡ種（施工箇所：　　）
せっこうボード面　※ＲＢ種　・ＲＡ種（施工箇所：　　）
壁紙のホルムアルデヒド放散量の等級
※規制対象外　・第三種

24. モルタル塗り材料　　(6.15.3)
吸水調整材

全固形分(%)	吸水量(g)	接着強度(N/mm2)	界面破断率(%)
表示値±1.0	30分で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと

防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）
防水剤の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水剤（JIS A1404による試験）

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発　1時間以上 終結　10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下 294.0KPa/h

膨張性のひび割れ及びそりがないこと。JIS R5201の試験9
既製目地材　※適用しない　・適用する

25. 陶磁器質タイル張り　　(6.16.3)

施工箇所	形状寸法(mm)	きじ 磁器	きじ せっ器	きじ 陶器	釉薬 無釉	釉薬 施釉	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	備　考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※ 外壁タイル　・　　）
内壁タイル　※壁タイル接着剤張り　・積上げ張り

26. 断熱材　　[19.9.2][19.9.3]

種　類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温板	※２種ｂ	※一般部 ・	※25　・	ノンフロンのもの
	※３種ｂ(ｽｷﾝ層付)	・接地部分 ・	※25　・	ノンフロンのもの
・現場発泡断熱材	※Ａ種１	※断熱材補修部分	—	ノンフロンのもの
		・一般部　・	※15　・	※難燃性

ﾛｯｸｳｰﾙ、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ、ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ、ｺﾕﾘｱ樹脂又はﾒﾗﾐﾝ樹脂を使用した断熱材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量の等級
※規制対象外　・第三種

27. 浴室天井材
市販品

材　質	表面仕上げ	性能	幅(mm)	備　考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品	準不燃品	※200	回り縁は種付とし、製造所の標準品とする。
	・アルマイト処理品		・100	
・硬質塩ビ製	※塗装品		※300	
	・木目調		・100	

28. ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ　　[20.2.2]

施工箇所	構　法	仕上り高(mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材
	・ﾊﾟﾈﾙ構法		・1.0G	・3,000N	・帯電防止床タイル
	・溝構法		・0.6G	・5,000N	・タイルカーペット
	・ﾊﾟﾈﾙ構法		・1.0G	・3,000N	・帯電防止床タイル
	・溝構法		・0.6G	・5,000N	・タイルカーペット

耐震性能5000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」の建設技術評価において評価を取得したものは同等品とする。
表面仕上げ材の品質・規格等は、各内容工事による
スロープ及びポーダー　※製造所の標準仕様　・図示
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示
配線用取り出しパネル　配線用取り出し開口：パネル１枚につき40mm×80mm程度の開口１ヶ所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※20～30パーセント　・
空調用吹き出しパネル　※無し　・有り（※固定式　・可変式：施工箇所は図示）

29. 可動間仕切　　[20.2.3]

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
※パネル式	・	※鋼板	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け	・あり	・あり
・スタッド式		(※0.6　0.8)		(　)	・なし
・スタッドパネル式		・	・	・なし	

30. 移動式間仕切　　[20.2.4]

遮音性能による区分	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ(36dB以上)		※鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は23.壁紙張りによる
遮音性能はJIS A 6512の遮音試験に準拠する

31. トイレブース　表面仕上げ材　※メラミン樹脂系化粧板（標準色　アルミ製コーナーエッジ付き）　[20.2.5]
・ポリエステル樹脂系化粧板
足形状　※幅木型　・足金物型

32. 階段滑止め　　[20.2.6]
材　種　ステンレスSUS304
形　状　ビニルタイヤ入り
両端フラットエンド　※有り（・ステンレス製　※ビニル製）　・無し
幅(mm)　約35
取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

33. 階段手すり

種　別	施工箇所
※集成材クリアラッカー仕上げ（市販品　径　約45mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅　約50mm）	

34. 黒板及びホワイトボード　　[20.2.8]

種　類		寸法(mm)	色　彩	備　考
・黒板	※焼付け		※緑　・黒	※平面　・曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分け
			※緑　・黒	
・ホワイトボード	※ほうろう		※白	※平面　・曲面　・ｽｸﾘｰﾝ付引分け

35. 表示　衝突防止表示　※図示（市販品　※ステンレス製　径約30mm　・　）　[20.2.10]
（・両面　・片面　）
・無し
表示標識　案内用図記号についてはJIS Z 8210による。
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。

36. ブラインド　・既存再使用する（養生方法：　）　(2.3.1)(5.1.6)
・新設する　[20.2.12]

形　式	種　類	スラットの材種	スラットの幅(mm)
※横型	※ギア式　・コード式 操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※25 ・
・縦型	・１本操作コード式 ※２本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

37. ロールスクリーン　防炎性能　※有り　[20.2.13]

施工箇所	装　置 電動	装　置 手引	性　能（防炎性能）	備　考
図示	・	・		
	・	・		
	・	・		

38. カーテン　・既存再使用する（養生方法：　）　(2.3.1)(5.1.6)
・新設する　[20.2.14]

施工箇所	形　式 片引	形　式 引分	装　置 電動	装　置 ひも引	装　置 手引	名称品質	ひだの種類
図示	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		

39. カーテンレール　・既存再使用する　(5.1.6)
・新設する　[20.2.14]
材種　※アルミニウム製　・ステンレス製
形式　・片引き　・引分け（※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする）

40. ｸﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ　・既存再使用する　(5.1.6)
・新設する
※市販品（アルミニウム製　押出し型材）
溝幅×深さ(mm)　・90×150　※120×80　・120×150　・150×80
色彩　※B-1　・B-2（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
・図示

41. 天井点検口　材質　アルミニウム製（※額縁タイプ　・目地タイプ）

42. 床点検口　材質　アルミニウム製（受け枠　※アルミ製　・ステンレス製）

43. 鋼製書架及び物品棚

種　類	規　格　等	JISによる種類
・鋼製書架	JIS S1039の規格による	・1種　・2種　・3種
・鋼製物品棚		・4種　・5種　・6種

44. くつふきマット　市販品　材質　・塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製受枠）
・ビニル製（ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠共）
・ステンレス製（受枠共）

45. 流し台ユニット

種　類	寸法(L= mm)	適用内容	規格・品質
・流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付き	※優良住宅部品
・コンロ台	※ 600　・ 700　・	バックガード　※有り	（セクショナルキッチンⅠ型）
・つり戸棚	※1200　・ 900　・ 600		・
・水切り棚	※1200　・ 900　・	ステンレス製　※１段式	※市販品

46. 屋内掲示板　枠の材質　※アルミニウム製
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・

47. 洗面カウンター　材種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石（仕様　※図示）
奥行き(mm)　・約450　・約600

48. 収納家具　材質　・　[12.2.2][19.7.2]
形状・寸法　※図示　・
合板類、MDF及びﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞのﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量の等級
※規制対象外　・第三種

49. 防煙垂れ壁
・固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
※網入り磨板ガラス	※6.8	※500	アルミ製枠付
・線入り磨板ガラス	・	・	

・可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800 ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800 ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

7 塗装改修工事

①材料　屋内の壁及び天井の仕上げ材は、防火材料とする。
ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級
※規制対象外　・第三種

②下地調整　　(7.2.2～7.2.7)（表7.2.1～表7.2.7)

下地面の種類	下地調整の種別	備　考
木部	・RA種　※RB種　・RC種	
鉄鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛めっき面	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	・RA種　※RB種　・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種　※RB種　・RC種	
コンクリート、ＡＬＣパネル面	・RA種　※RB種　・RC種	(2-UE)、(2-ASE)及び(2-FUE)は除く
せっこうボード、その他ボード面	・RA種　※RB種　・RC種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修　(表7.2.4～表7.2.6)
※行わない　・行う（補修箇所及び補修方法は図示）

3. 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り　新規鉄面の塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種　(7.4.4)(表7.4.2)

4. ﾌﾀﾙ酸樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り　新規木部の塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種　(7.5.2)(表7.5.1)
新規鉄面、亜鉛めっき面の塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種　(7.5.3)(表7.5.2)

⑤２液形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝｴﾅﾒﾙ塗り　(7.8.2～7.8.4)(表7.8.1～表7.8.3)

下地の種類	新規塗りの種別	塗り替えの種別	備　考
鉄面	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種	
亜鉛めっき面	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種	
コンクリート及び押出成形セメント板面	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種	

6. ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り　新規鋼製建具　※Ｂ種　(7.9.3)(表7.9.2)(表7.9.3)

7. 常温乾燥形ﾌｯ素樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り　(7.10.2～7.10.4)(表7.10.1～表7.10.3)

下地の種類	新規塗りの種別	塗り替えの種別	備　考
鉄面	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種	
亜鉛めっき面	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種	
コンクリート及び押出成形セメント板面	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種	

8. つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り　新規の塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種　(7.11.2)(表7.11.1)

9. 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り　新規の塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種　(7.12.2)(表7.12.1)

10. 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗り　新規の塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種　(7.14.2)(表7.14.1)
塗替えの場合

既存塗膜	下地調整	種　別
合成樹脂エマルション模様塗り	※ＲＢ種	※Ａ種
	・ＲＣ種	※Ｃ－３種
平滑な塗料塗り	※ＲＢ種	・Ａ種　・Ｂ種
	・ＲＣ種	・Ｃ－１種　・Ｃ－２種

安曇野市　総務部　財産管理課

検印欄

図面名称	改修特記仕様書（その３）	年月日
工事名	令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園 空調機更新工事	図面番号　A-4

8-1 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

1. 鉄筋の種類 (8.2.1)(表8.2.1)

種類の記号	呼び名（mm）
・ＳＤ２９５Ａ	※Ｄ１６以下　・
・ＳＤ３４５	※Ｄ１９以上　・
・	

2. 溶接金網 (8.2.2)

網目の形状、寸法及び鉄線の径

網目の形状、寸法（たて×よこ）	鉄線の径または呼び（mm）	規　格
※100×100	※6.0	JIS G3551による
・	・	

3. 鉄筋の継手 (8.3.4)(表8.3.3)

継手方法

継手方法	呼び名（mm）	適用箇所
・ガス圧接		
・重ね継手		

(8.3.5)(表8.3.6)

4. 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは目地底から算定する。

・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施　工　箇　所	改修種仕表8.3.6の値に加える寸法（mm）
柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面	※１０　・

5. 各部の配筋

柱の配筋

帯筋の組立ての形の種別　・Ｈ形　・Ｗ－Ⅰ形　※Ｗ－Ⅱ形 (図8.3.4)

6. ガス圧接 圧接部の確認試験　※超音波探傷試験　・引張試験 (8.3.9)

7. ｺﾝｸﾘｰﾄの種別及び強度 ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの種別　※Ⅰ類　・Ⅱ類 (8.1.3)(表8.1.1)

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 (8.1.3)

設計基準強度Ｆc(N/mm²)	適用箇所
※21	
・	

軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度 (8.9.1)(表8.9.1)

設計基準強度Ｆc(N/mm²)	気乾単位容積質量(t/m³)	種　別	適用箇所
※21			
・			

8. ｺﾝｸﾘｰﾄの品質 スランプ (8.1.4)

スランプ(cm)	適用箇所
※18	
・	

9. 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ ｾﾒﾝﾄの種類 (8.2.5)(表8.2.3)

※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ又は混合ｾﾒﾝﾄのＡ種

・高炉ｾﾒﾝﾄＢ種

普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄは、JIS R5210に表示された規定のほか、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋ｺﾝｸﾘｰﾄに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

混和材料 (8.2.5)(8.5.8)

混和材料の種類　※混和剤　・混和材

10. 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ [6.14.3]

種　類	設計基準強度(N/mm²)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所
※普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	※18	※15又は18	※25mm	
・軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	・	・	・20mm	

11. 高い強度のｺﾝｸﾘｰﾄ 設計基準強度（N/mm²） (8.9.1)(8.9.2)(8.9.4)

・２７　・３０　・３３　・３６

適用箇所（　　）

混和材料 (8.9.3)

※混和剤（※高性能ＡＥ減水剤標準形又は遅延形　・　　）

13. 鉄骨製作工場 製作工場の加工能力 (8.1.5)

・監督職員の承認する製作業者

※建築基準法第７７条の４５第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（　）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場。

14. 入熱、パス間温度の溶接条件 適用箇所　※柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部

・図示

鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件

※図示

15. 施工管理技術者 ※適用する　・適用しない [7.1.4]

16. 鋼材 鋼材の材質 (8.2.7)(表8.2.5)

種類の記号	使　用　箇　所	規　格　等
		※ JIS規格品
		※ JIS規格品
		※ JIS規格品

17. スカラップ ※改良型スカラップ　・

18. 高力ボルト 高力ボルトの適用 (8.2.8)

※トルシア形高力ボルト　・ＪＩＳ形高力ボルト　・溶融亜鉛めっき高力ボルト

19. 鉄骨工作仮組 ・行う　※行わない (8.12.9)

20. 溶接部の試験 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (8.14.11)(8.14.12)

※行う

21. 錆止め塗装 耐火被覆材の接着する面の塗装 (8.16.3)

・行う（※JIS K5662　・　　）　※行わない

22. 耐火被覆材 (8.17.2～8.17.7)

種　別		所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り		

23. 既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面の目荒し 適用範囲 (8.19.3)(8.20.3)

※既存ｺﾝｸﾘｰﾄとﾓﾙﾀﾙ又はｸﾞﾗｳﾄ材の充填部の接合面

・

目荒らしの範囲

※柱・梁面　打継ぎ面又は接合面全面の３／４以上

※壁面　打継ぎ面又は接合面全面の１／３程度

目荒らしの程度

※平均深さ5～10mm（最大深さ10～15mm）程度の凹部を施す

24. ﾓﾙﾀﾙ及びｸﾞﾗｳﾄ材 柱底等の均しﾓﾙﾀﾙ [7.10.3][表7.10.2](8.2.10)

※無収縮モルタル　・標仕表7.10.2によるＢ種

ｸﾞﾗｳﾄ材　※無収縮ｸﾞﾗｳﾄ材　・ (8.2.10)

無収縮ﾓﾙﾀﾙ及び無収縮ｸﾞﾗｳﾄ材の仕様は以下による

無収縮グラウト材　ﾌﾟﾚﾐｯｸｽ及び現場調合形

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。 ただし、現場調合形に使用させる砂の乾燥状態については規定しない。

無収縮グラウトの品質及び試験方法（現場調合形においては標準使用量・配合値）

コンシステンシー	Ｊロートによる流下時間 練混ぜ完了から３分以内の値は　８±２秒
ブリージング	練混ぜ２時間後のブリージング率：２．０％以下
凝結時間	凝結開始時間　１時間以上 終結時間　１０時間以内
無収縮性	材齢７日　収縮しないこと
圧縮強度	材齢３日　25.0 N／mm²以上 材齢２８日　45.0 N／mm²以上
付着強度	材齢２８日　2.5 N／mm²以上
塩化物量	０．３０kg／m³以下
試験方法	(1)日本道路公団規格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1999による。 なお、ﾌﾟﾚﾐｯｸｽ形と現場調合形で混和材が同一の場合はﾌﾟﾚﾐｯｸｽのみ試験を行う。 (2)塩化物量は、JIS A 5308「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ」の9.6塩化物含有量の試験方法による。

無収縮モルタル

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。
配合比	（各重量比） （セメント＋混和材）：砂＝１：１

無収縮モルタルの品質及び試験方法

コンシステンシー	Ｊロートによる流下時間 練混ぜ完了から３分以内の値は　８±２秒
ブリージング	練混ぜ２時間後のブリージング率：２．０％以下
凝結時間	凝結開始時間　１時間以上 終結時間　１０時間以内
無収縮性	材齢７日　収縮しないこと
圧縮強度	材齢３日　25.0 N／mm²以上 材齢２８日　45.0 N／mm²以上
付着強度	材齢２８日　3.0 N／mm²以上
塩化物量	０．３０kg／m³以下
試験方法	(1)日本道路公団規格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1999による。 (2)塩化物量は、JIS A 5308「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ」の9.6塩化物含有量の試験方法による。

25. あと施工ｱﾝｶｰの材料 あと施工アンカーの材料 (8.2.4)

・金属系アンカー（耐震補強用）

※接着系アンカー

接着剤の品質　※有機系　・

アンカー筋の種類　※鉄筋コンクリート用棒鋼　・全ネジボルト

カプセル型の施工による分類　※回転・打撃式　・打込み式

26. あと施工ｱﾝｶｰの穿孔 穿孔前の埋込み配管等の探査 (8.11.2)

範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示

方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う　・はつり出しによる

27. あと施工ｱﾝｶｰの施工確認試験 アンカー筋　※行う（確認強度は図示による）　・行わない (8.11.5)

28. 断熱材兼用型枠

種　類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・断熱材兼用型枠	・木質系 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ系 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系	※壁（図示の範囲） ・	※４０以下 ・	断熱抵抗 =厚さ/熱伝導率 =0.676(m²・k/w)以上
		製造所　建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の開発」において、評価を取得したもの		

8-2 耐震改修工事

1. 打増し壁に用いるシアコネクタ 現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ (8.2.4)

種類　※「23　あと施工アンカーの材料」による

間隔(mm)　※500×500　・図示

2. 増設・補強工事のコンクリートの打込み 工法の種類 (8.19.8)(8.21.5)

流し込み工法または圧入工法

3. 柱補強 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 (8.21.5)

柱頭柱脚の隙間部間の型枠

※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む　・図示

4. 連続繊維シート巻き 材料・形状 (8.2.11)

採用した工法の規定を満足するもの

材質

引張り強度（含浸硬化後）

・2500N/mm²以上　・3000N/mm²以上

ヤング係数（含浸硬化後）

・2.35×10⁵N/mm²程度　・2.00×10⁵N/mm²程度

工法 (8.21.7)

※（財）日本建築防災協会の評価を受けた工法

・

下地調整

仕上げモルタルの除去 (8.21.7)

※行う　・行わない

柱の隅角部の面取り (8.21.7)

※工法の評価内容による

5. スリットの施工 スリット部の配管等の探査 (8.22.2)

※探査機により探査し、配管等の位置の墨出を行う

・はつり出し

9 環境配慮（グリーン）改修工事

1. アスベスト含有分析調査 分析による確認　・下表による　・図示 (9.1.1)

材　料　名	調査方法（1材料あたりの試料数）	分析を行う箇所	備　考
	※定性分析（※3　・　）	※図示	
	・定量分析（※3　・　）	・仕上表による	
	※定性分析（※3　・　）	※図示	
	・定量分析（※3　・　）	・仕上表による	

分析方法

JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

分析結果については、監督職員に提出すること。

2. アスベスト粉じん濃度測定 アスベスト粉じん濃度測定 (9.1.1)

測定場所　※図示

測定点　※図示

アスベスト粉じん濃度測定方法

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

3. ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の除去（レベル1） アスベスト含有吹付け材の除去方法 (9.1.3)

解体共仕6.3.2によるほか、部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様で監督職員の承諾するものとする。

除去物及び汚染物質等

※密封処理（二重袋梱包）

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタ等についても密封処理を行う。

4. ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の除去（レベル2） アスベスト含有保温材等の除去方法 (9.1.4)

解体共仕6.4.2によるほか、部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様で監督職員の承諾するものとする。

除去物及び汚染物質等

※密封処理（二重袋梱包）

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタ等についても密封処理を行う。

5. ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の除去（レベル3） アスベスト含有成形板の除去方法 (9.1.5)

解体共仕6.5.2によるものとする。

6. 外断熱改修工事 断熱材の種類 (9.3.2)

材料名		厚さ(mm)
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ(ﾉﾝﾌﾛﾝ)	・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ(ﾉﾝﾌﾛﾝ)	
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ(ﾉﾝﾌﾛﾝ)	・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ	
・ﾛｯｸｳｰﾙ	・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ	

外装材の種類 (9.3.2)

・	防火性能	

既存外装の仕上材の撤去　・有り　・なし (9.3.3)

下地面の清掃及び下地調整　※断熱材製造所の指定する仕様

通気層　・有り（　　mm）　・なし (9.3.4)

試験施工、工法及び品質は、確認できる試料を提出し監督員の承諾を受ける

特記なき事項は、製造所の仕様による

7. ガラス改修工事 複層ガラスの厚さ　建具表による (9.4.2)

断熱性・日射遮へい性による区分　※Ｕ３－１　・Ｕ３－２

8. 屋上緑化改修工事 植栽基盤及び材料 (9.6.1)

・屋上緑化軽量システム

芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・

9. 透水性アスファルト舗装改修工事 舗装材料 (9.7.4)(表9.7.5)

※再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）

・クラシャラン（Ｃ－４０）又はクラッシャランスラグ（ＣＳ－４０）

透水性の高いものを使用する

遮断層及び凍上抑制層の材料

・遮断層　※川砂、海砂及び良質な山砂　・ (9.7.3)

厚さは図示

・凍上抑制層　※再生クラッシャラン　・クラシャラン　・切り込み砂利　・砂

厚さは図示

盛土に用いる材料 (9.7.3)(表9.7.1)

・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種

路床安定処理

※添加材料による安定処理 (9.7.3)(表9.7.3)

種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種　・高炉セメントＢ種

・生石灰（　　）　・消石灰（　　）

添加量　Kg/m³（目標ＣＢＲ　※５以上　・　　）

路床土の支持力比試験　※行う（※乱した土　・乱されない土）

路床締固め度の試験　※行う

アスファルト混合物　車道部　※改質アスファルトⅠ型 (9.7.6)(表9.7.7)

歩道部　※ストレートアスファルト

透水性アスファルト混合物等の抽出試験　※行わない　・行う (9.7.9)

10 工事現場の環境改善・建設副産物及びISO14001関係

①工事現場の環境改善について

工事現場のイメージアップ

・仮囲い周辺の美化　・

地域住民への情報提供

・完成予想図の設置　・情報掲示板の設置　・パンフレットの作成

地域住民とのコミュニケーション

・現場見学会の開催　・

住民に対する災害防止関係

・現場出入口周辺への誘導員の配備　・

②産業廃棄物の取扱いについて

(1)解体工事を伴う場合は、別添の解体工事仕様書によること。

(2)廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

(3)廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施行前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図を監督員に提出すること。

(4)しゅん工したときは、積込み状況の写真、処分状況の写真、ﾏﾆﾌｪｽﾄＡ票、Ｂ2票、Ｄ票並びにＥ票の写しを監督員に提出すること。

（ Ｂ2票及びＤ票はﾏﾆﾌｪｽﾄ交付90日（特別管理産業廃棄物は60日）、Ｅ票は180日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は、監督員と協議すること。）

③再生資源利用促進計画書等について

「再生資源の利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という。）に基づき、請負者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承諾を受けること。また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。

対象工事：リサイクル法に規定する一定規模以上の工事又は工事規模が１千万円以上の工事

④ＩＳＯ 14001関係

(1)現場で使用する機械は、低騒音、低振動、低排ガス型施工機械とすること。

(2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。

(3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。

(4)地盤改良によって、周辺への水質、土壌など地下水に影響を与えるおそれがある場合は監督職員と協議を行うこと。

「参考資料」：平成12年３月24日付、建設省技調発第49号、同営建発第10号（改正平成13年4月20日）「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」

(5)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

⑤過積載の禁止 資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し過積載を行わないよう計画すること。また、飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

11 その他

①保険等

(1)本建築引渡しまで請負者は工事目的物、工事材料等について火災保険を掛けなければならない。

(2) 工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。

②その他

(1)暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

(2)　工事請負額が５００万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。（ただし工事請負代金額５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。）

登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時　契約締結後１０日以内

② 登録内容の変更時　変更契約締結後１０日以内

③ 工事完成時　工事完成後１０日以内

（ 連絡先：（財）日本建設情報総合センター　℡03-3505-2973 ）

(3)下請負契約締結後、速やかに下請人通知書を提出すること。

(4)現場施行体制において、請負者は施工体制台帳を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、監督職員に写しを提出すること。

また、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

※施工体制台帳に記載すべき内容

・建設業法施行規則　第１４条の２第１項に掲げる事項

・安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

(5)下記業種等については、建設工事に関連性をもち、元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため施工体制台帳、施工体系図、契約書及び下請負人通知書等整備すること。また、下記業種同等と考えられるものについても、同様に整備すること。

・交通整理員、ガードマン

・産業廃棄物処理業者

・ダンプ運転（１人親方のダンプ運転手）

・１日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等日々の単価契約で行っているもの

・クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

・他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合（臨時雇用関係である場合を除く）

(6)本工事について、公共工事労務費調査、資材調査、建設副産物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、これに協力すること。

(7)施行途中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打ち検査を実施する場合においては、これに協力すること。

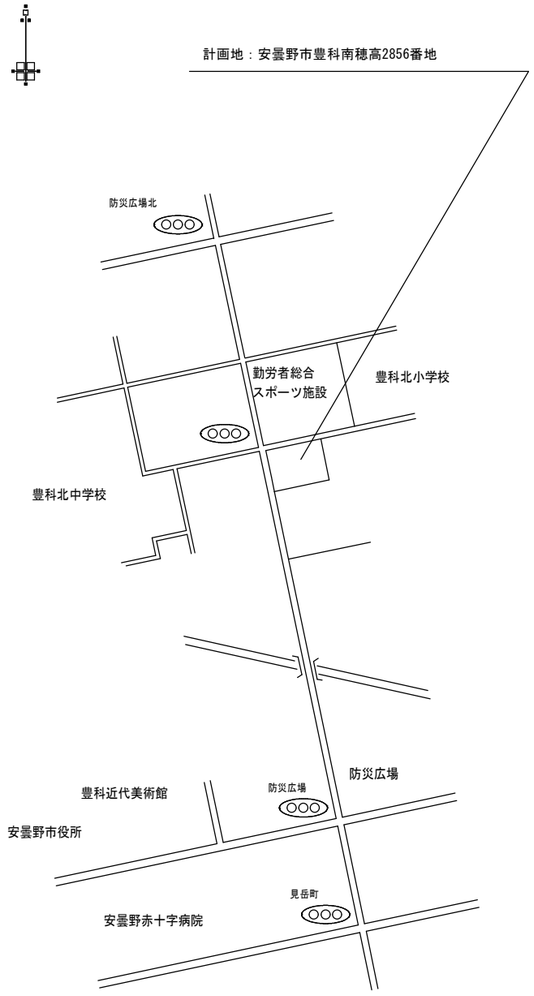
(8)施工にあたり、作業時間、作業内容、作業範囲については、管理者と協議の上行うこと

安曇野市 総務部 財産管理課

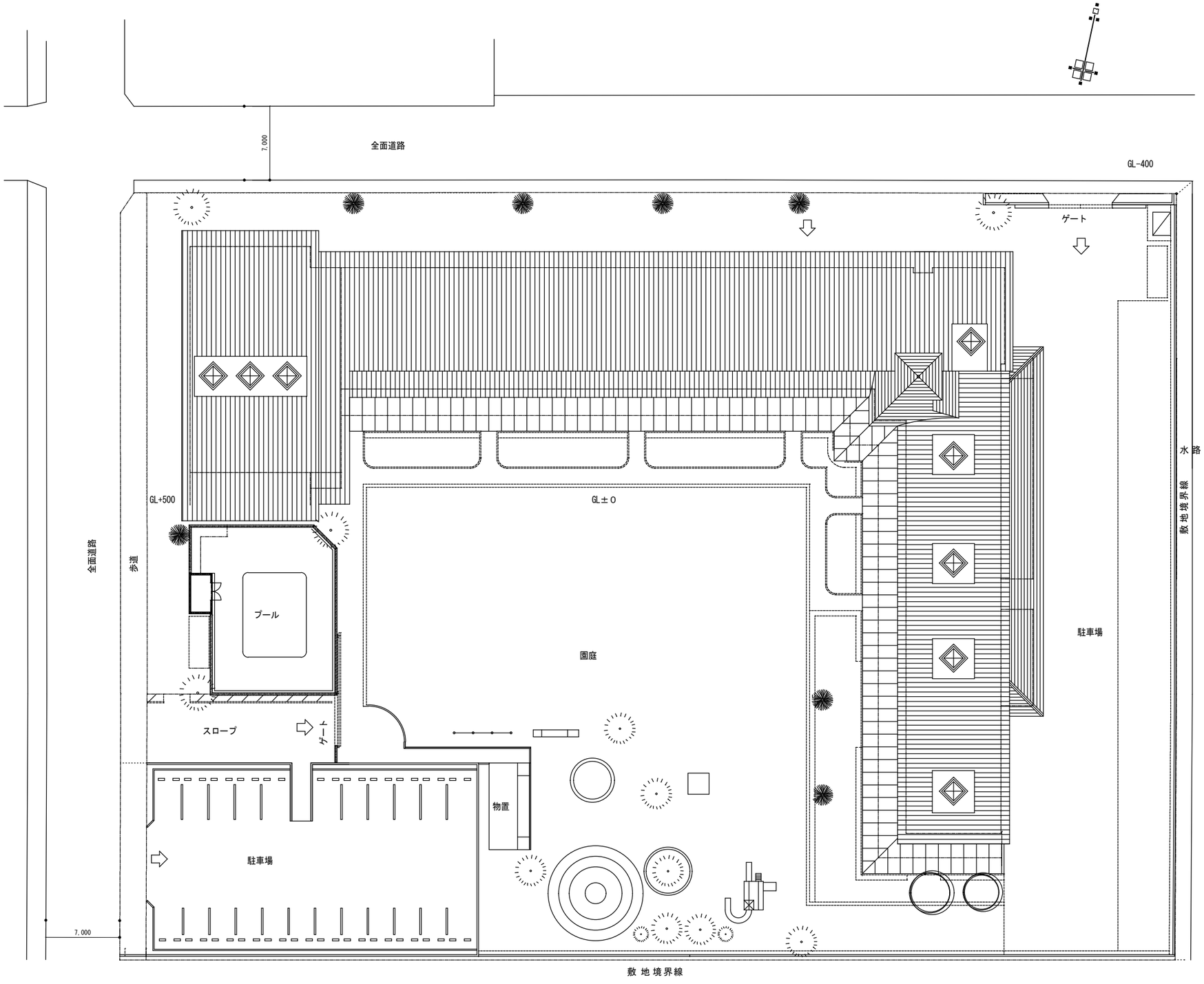
検印欄

図面名称	改修特記仕様書（その４）	年月日	
工事名	令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園 空調機更新工事	図面番号	Ａ-5

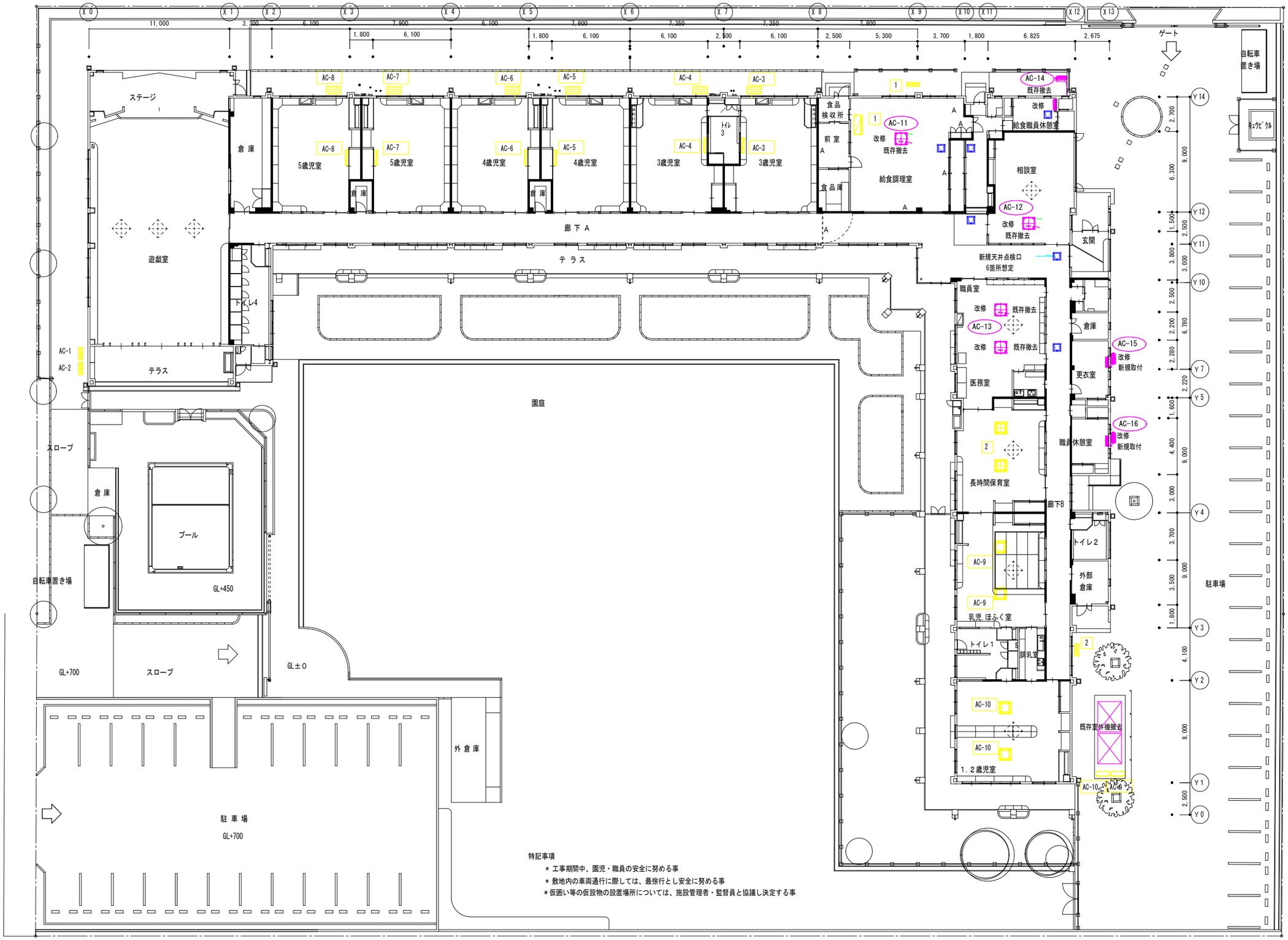
案内図



配置図



CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
			令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園　空調機更新工事	案内図 配置図	A -6
				SCALE 1 : 400 (A3)	DAY



特記事項

＊ 工事期間中、園児・職員の安全に努める事

＊ 敷地内の車両通行に際しては、最徐行とし安全に努める事

＊仮囲い等の仮設物の設置場所については、施設管理者・監督員と協議し決定する事

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園　空調機更新工事	平面図 仮設計画図	A -7
							SCALE 1 : 300 (A3)	DAY

機　械　設　備　工　事

Ⅰ．工　事　概　要

1．工　事　場　所　　安曇野市　南穂高認定こども園

2．建　物　概　要

建　物　名　称	工事種別	構　造	階　数	延床面積(㎡)	消防法施行令別表第一	耐震分類	備　考

3．工　事　種　目（●印を付けたものを適用する）

工事種目＼建物別	工事内容 屋内	屋外
○ 空気調和設備	○一式	○一式
● 冷暖房設備	●一式	●一式
○ 暖房設備	○一式	○一式
○ 換気設備	○一式	○一式
○ 排煙設備	○一式	○一式
○ 自動制御設備	○一式	○一式
○ 衛生器具設備	○一式	○一式
○ 給水設備	○一式	○一式
○ 排水設備	○一式	○一式
○ 給湯設備	○一式	○一式
○ 消火設備	○一式	○一式
○ ガス設備	○一式	○一式
○ 給油設備	○一式	○一式
○ 厨房機器設備	○一式	○一式
○ 実験実習器具設備	○一式	○一式
○ 浄化槽設備	○一式	○一式
○	○一式	○一式

4．設　備　概　要（○印を付けたものを適用する）

方　法　及　び　種　別	設　備　概　要
空調方式	・　・　・　・
冷暖房方式	○空冷ヒートポンプ　・　・　・
暖房方式	・温風暖房　・温水暖房　・ＦＦ暖房　・
換気方式	・局所換気　・　・　・
給水方式	・水道直結式　・加圧式　・高置タンク式（・上水　・井水）
排水方式	・建物内汚水、雑排水（・分流　・合流） ・建物外汚水、雑排水（・分流　・合流） 浄化槽（・合併　・単独　） 放流先　・公共下水　・
消火設備の種別	・屋内消火栓設備　・消火器　・　・
ガスの種別	・都市ガス（発熱量　　KJ/Nm³、供給事業者名：　　） ・液化石油ガス（発熱量 100,000 KJ/Nm³）

5．指定部分　・無　　・有　（指定部分しゅん工期限　平成　　年　　月　　日）
対象部分：

Ⅱ．図　面　目　録

No.	図　面　名　称	No.	図　面　名　称
1	特記仕様書		
2	更新機器表		
3	平面図		

Ⅲ．工　事　仕　様

1．共　通　仕　様

(1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準図」という。）による。
(2)電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。

参考図書
●安曇野市建築工事の手引き（以下、「手引き」という。）安曇野市企画財政部監修

2．特　記　仕　様

(1)章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2)特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、・印の付いたものは適用しない。

章	項　目	特　記　事　項
● 一般共通事項	1 機　材　等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。
	2 機材の品質・性能証明	ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(以下、「品質性能証明資料」という。)を提出して監督職員の承諾を受ける。(標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2) ただし、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」によって所定の評価を受けているものは省略できる。製作図、試験成績書等は除く。
	3 使用材料発注先調書	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
	4 施工条件明示項目	・公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」
	5 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3)接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5)上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第３種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。
	ホルムアルデヒドの発散量	該　当　す　る　建　築　材　料
	規制対象外	①JIS及びJASの Ｆ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ 接着剤等不使用 ｃ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ｄ ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ｅ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ｆ 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
	第三種	①JIS及びJASの Ｆ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の５第３項による国土交通大臣認定品 ③IBJISの Eo規格品 ④IBJASの Fco規格品
	6 ペーストシール剤	飲料水管系に使用されているペーストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。 ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン パラジクロロベンゼン、テトラデカン、クロルピリオス、フェノブカルブ、ダイアジノン フタル酸ジ－ｎ－ブチル、フタル酸ジ－２－エチルヘキシル
	7 電気保安技術者	電気保安技術者を設置する。
	8 技能士の適要	・配管(１．２)　○冷凍空気調和機器(１．２)　○熱絶縁(１．２)　・建築板金(１．２)
	9 監督員事務所	○設けない　・設ける
	10 工事用電力・用水等	この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。
	11 足場・さん橋類	・別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。　・本工事で負担する。 ・改修機械設備標準仕様書第１編2.2.1によるほか下記による。 ・ 内部仮設足場等(・　種　・　種)　・外部仮設足場等(・　種　・　種)
	12 資材の保管	資材の保管は必ず盤根をかけ地上30cm以上の架台に乗せる。
	13 建設発生土	・監督員が指示する構内の場所に敷ならし　・構内指定場所にたい積　・構外搬出適切処理
	14 埋め戻し土・盛土	・根切中の良質土（ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂）　・山砂の頭
	15 山留養生	根切中の山留め　・有（　　）　・無
	16 発生材処理	工事に先立ち手引き第２編による廃棄物等処理計画書を監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。 (1)引渡しを要するもの　・無　・有（　　） (2)引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。 (3)特別管理産業廃棄物　・無　・有（　　） (4)再利用又は再生資源化を図るもの　(ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、木くず、金属くず、塩ビ管、　　)
	17 文字入名札等	標準仕様書第１編１．７．４によるほか、バルブ類等は必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。
	18 取扱説明板	機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板（アクリル樹脂製、文字彫込み程度）を設ける。大きさは、約　　㎡とする。
	19 総合調整	・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度測定　○騒音測定 ・飲料水の水質の測定（・水質基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物ｲｵﾝ,有機物等(TOC),pH,味,臭気,色度,濁度)　・トルエン） 飲料水の水質の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。
	20 容量等の表示	(1)機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。 (2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	21 耐震措置	機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針２００５年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。 (1)設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設（・甲類　・乙類）		・一般の施設（乙類）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	２．０ （２．０） （２．０）	１．５ （２．０） （１．５）	１．５ （２．０） （１．５）	１．０ （１．５） （１．０）
中間階	１．５ （１．５） （１．５）	１．０ （１．５） （１．０）	１．０ （１．５） （１．０）	０．６ （１．０） （０．６）
地下階、一階	１．０ （１．０） （１．５）	０．６ （１．０） （１．０）	０．６ （１．０） （１．０）	０．４ （０．６） （０．６）

（注）１．（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
２．〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
３．上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階
重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器・　・
(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
機械改修工事標準仕様書第２編５章による。
・性能確認試験（　　）・施工後確認試験（　　）確認強度　　kN
吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする
給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かって下り勾配とする。
コンクリート内の銅管、鉛管及び塩ビ管については、プラスチックテープを1/2重ね１回巻きとする。また、コンクリート土間下配管は、銅棒等により沈下防止措置をする。
土中埋設管（排水含む）は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。
給水管、消火管の埋設深さは　　mmとする。又、ガス管の埋設深さは　　mmとする。

	22 あと施工アンカー確認試験	
	23 吊金物	
	24 配管勾配	
	25 管の保護	
	26 管の埋設	
	27 管の埋設表示	図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製標柱を埋め込む。舗装部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。 排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。
	28 溶接部の非破壊検査	抜取率　・標準仕様書による　・ 検査の種類　・ＲＴ　・ＰＴ又はＭＴ
	29 塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ・屋外露出　・（　　）の屋内露出 下記の保温を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。 ・倉庫　・
	30 機器の基礎及び振動絶縁効率	・別図による。

機　器	基　礎	振動絶縁効率
遠心送風機	・標準基礎　・防振基礎	・　％以上　・
空調用ポンプ及びボイラー給水用ポンプ	・標準基礎　・防振基礎	・80％以上　・
揚水用ポンプ及び小型給水ポンプユニット	・標準基礎　・防振基礎	・80％以上　・

	31 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編２．４．１、表４．２．１２による。
	32 はつり	既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。
	33 保温及び消音内貼り	標準共通仕様書第２編によるほか下記による。 給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ（グランド部を含む）、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温端部はシーリング処理を行う。 各配管の保温厚で標準仕様書中厚30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。 ・換気ダクトの保温要（保温厚25mm）　・範囲は図示による　・ ・外気取入れダクトの保温要（保温厚25mm）　・範囲は図示による　・ ・排気ダクトの保温要（保温厚25mm）　・範囲は図示による　・ ・還りダクトの保温要（保温厚25mm）　・範囲は図示による　・ ・膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は膨張管の項による。 ・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。 ・空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。 ・全熱交換器用ダクトの保温要（保温厚25mm）　・範囲は図示による　・ 保温種別は下記による ダクト　・イ（・１号　・２号）　・ロ 冷温水、冷水、温水、蒸気管　・イ　・ロ 機器　・イ　・ロ 給水管　・ハ　・ロ（凍結防止帯巻部分） 排水管　・ロ　・ 給湯管　・イ　・ロ ・排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床下の下記の部分は保温する。 なお仕様はｄ(ハ)とする。 （・排水トラップ　・鉛管　・銅管類　・ビニール管　・ドレーン管　・　　） ・消火管で下記の部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。 （・屋内消火管　・水抜きできない管　・スプリンクラー配管　・　　） ・圧力タンク、膨張水槽、各種呼水槽等鋼板製水槽は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。 ・大便器は保温する。 ・共同溝の保温種別　（・ピット内に準ずる　・　　） ・ダクトの保温外装は下表による。

区　分	保　温　外　装
倉庫・書庫 機械室 居室・廊下など	・アルミガラスクロス　・ ・アルミガラスクロス　・ ・カラー亜鉛鉄板　・
屋外露出、多湿箇所（　　）	・ステンレス鋼板　・

・配管の保温外装は下表による。

区　分	保　温　外　装
倉庫・書庫 機械室 居室・廊下など	・アルミガラスクロス　・ ・アルミガラスクロス　・ ・綿布　・
屋外露出、多湿箇所（　　）	・ステンレス鋼板　・

※配管には、冷媒管は除く。
・冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースは塩化ビニール樹脂製とする。

区　分	保　温　外　装
屋内露出	・綿布　・保温化粧ケース
屋外露出	・ステンレス鋼板　・保温化粧ケース

	34 防凍保温	・屋外露出部（給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類）は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。 ・屋外露出部（給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類）は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は３２に準じる。 ・各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。（　　）
	35 試験	(1)各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2)新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。
	36 他工事との取合い	配管、ダクト、器具据え付けにともなうスリーブ、枠入れは本工事とし、他は工事区分表による。
	37 その他	保険等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。 （長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書）

○ 空気調和設備	1 設計温湿度	

	外気		屋内 一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	33 ℃	%	26 ℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

	2 居室騒音限界	下表によるほか、耳ざわり音がないよう機種選定およびダクト消音対策を行う。

室　名	Ａ特性（ｄＢ）	ＮＣ値

	3 煤煙濃度計	・設ける　・
	4 ばいじん量測定口	・設ける（測定口は80φとする）　・
● 冷暖房設備	5 煙道	伸縮継手、掃除口及び煤煙量測定口の位置は図示による。
	6 ダクト	・低圧ダクト　・高圧１ダクト　・高圧２ダクト ・アングルフランジ工法　・スパイラルダクト ・コーナーボルト工法（・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法）
	7 風量測定口	取付部は図示による。
	8 チャンバー	内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは、雨水の浸留のないように施工する。
○ 暖房設備	9 防煙ダンパー	復帰方式（・遠隔　・　　）
	10 ピストンダンパー	復帰方式（・遠隔　・　　）
	11 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分））
	12 温度計	取付部は図示による。
	13 圧力計	取付部は図示による。
	14 瞬間流量計	コック付とし、形式及び取付部は図示による。
	15 油面制御装置	制御盤には（・給油ポンプ制御　・満油警報　・遠隔警報　・電磁弁制御　・返油ポンプ制御　・減油警報　・　　）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
○ 換気設備	1 ダクト	・低圧ダクト　・高圧１ダクト　・高圧２ダクト ・アングルフランジ工法　・スパイラルダクト ・コーナーボルト工法（・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法） ・厨房・浴室系統の排気用ダクトの水抜き（・要　・不要） ・厨房系統の長方形排気用ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
	2 風量測定口	取付位置は図示による。
	3 ダンパー	空気調和設備の該当項目による。
	4 排気ダクトのシール	・浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統　・
	5 チャンバー	空気調和設備の該当項目による。
	6 耐火措置	自家発用換気ダクトが自家発室外を通過する場合の耐火措置は図示による。
○ 排煙設備	1 ダクト	・亜鉛鉄板　・
	2 排煙口の形式	図示による
	3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）
	4 排煙風量測定	「建築設備定期検査業務指導書」（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
○ 自動制御設備	1 中央監視制御装置	・有り　・無し
	2 中央監視制御装置の構成・機能	図示による
	3 電気計装工事の配線	使用する電線類はＥＭ電線とし、規格は標準仕様書第４編表４．２．１２の使用電線類の規格による。（機器、盤類は除く） 屋外・屋内露出の電線は図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠蔽の配線は図面に特記のない限りケーブル配線とする。
○ 衛生器具設備	1 大便器洗浄弁	・バキュームブレーカー　・不凍結装置付　・低圧フラッシュバルブ（　　）
	2 大便器ロータンク	・水抜き装置付
	3 温水洗浄式便座	加熱方式（・貯湯式　・瞬間式）　給水方式（・給水管直結給水方式　・ポンプ加圧給水方式） 温風乾燥機能（・有　・無）　脱臭（・有　・無）
	4 小便器洗浄弁	・不凍結装置付・感知小便器一体型フラッシュ方式・個別感知フラッシュ方式（・埋込　・露出）
	5 小便器洗浄管	・露出　・隠ぺい　・水抜き装置付
	6 水栓	・節水コマ　・固定コマ（・寒冷地対応形　・　　）
	7 化粧棚	・陶器製（・露出形　・　　）
	8 石けん受	・陶器製（・露出　・埋込）
	9 洗面器	・止水栓付
	10 標記板	・取付箇所（・大便器　・小便器　・　　）材質（・陶器製　・　　）
	11 大便器耐火カバー	・設ける（ピット内は除く）　・設けない
○ 給水設備	1 量水器	・親メーター（・貸与品　・　　）・子メーター（・買取り　・　　）
	2 量水器桝	・水道事業者指定品（・貸与品　・買取り）　・標準図ＭＣ形
	3 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ　・水道直結部分（・１０Ｋ　・　　）　・その他の部分（・５Ｋ　・　　）
	4 引込給付金等	・要（・本工事　・別途工事）　・不要
	5 給水勾配	・不凍栓の二次側は水抜きが確実にできること。
	6 建物導入部配管	・標準図　施工４、５（・(a)　・(b)　・(c)）による。
○ 給湯設備	1 洗面器等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。
○ 排設水備	2 排水勾配	屋内　・65Ａ以下は1/50、75Ａ以上は1/100以上　屋外　・1/100以上　・
	3 汚水試験継手	図示の箇所に取付ける。
	4 ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝、ため桝	桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。
○ 給設湯備	1 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分））
○ 消設火備	1 屋内消火栓箱	・ＨＢ－１Ａ　・ＨＢ－１Ｂ　・
	2 建物導入部配管	・標準図　施工４、５（・(a)　・(b)　・(c)）による。
○ 都設市備	1 機器の寸法	概略寸法とする
	2 燃焼機器	使用ガス（・都市ガス　・液化石油ガス）
○ ガス設備	1 充てん容器	・別途（・50kg　・　　）
	2 集合装置	・標準図　施工70による　本組。
	3 転倒防止等	・標準図　施工71（・(a)　・(b)）による
	4 メーター	・親メーター（・貸与品　・　　）　・子メーター（・買取り　・　　）
	5 ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）　・別途工事
	6 引込負担金	・要（・別途工事　・本工事）　・不要
	7 電気防食	・要　・不要
	8 建物導入部配管	・標準図　施工４、５（・(a)　・(b)　・(c)）による。
○ その他	1 しゅん工時提出物	標準仕様書によるほか別表による。
	2 定期報告	工事しゅん工後３ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長あて報告する。 （管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。）
	3 電子納品	別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 （長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書）

（別表）しゅん工時提出物（○印を付けたものを提出する。作成方法は手引きによる。）

1	提出書類等目録	7	官公署届出書類等
2	完成図（原図・製本・マイクロフィルム・CADデータ）	8	工具・予備品等
3	設計図（原図・マイクロフィルム）	9	引渡書
4	工事施工関係書類	10	試運転用油等（　　）の納品書写
5	工事完成資料	11	その他監督員指示によるもの又は特記によるもの
6	保守管理資料		

注)完成図面の種類は、設計図面に準じて作成すること。

安曇野市総務部財産管理課	工事名 令和8年度（債務負担行為）南穂高認定こども園　空調機更新工事	図面名称　表紙及び特記仕様	年月日	No.	M-０１

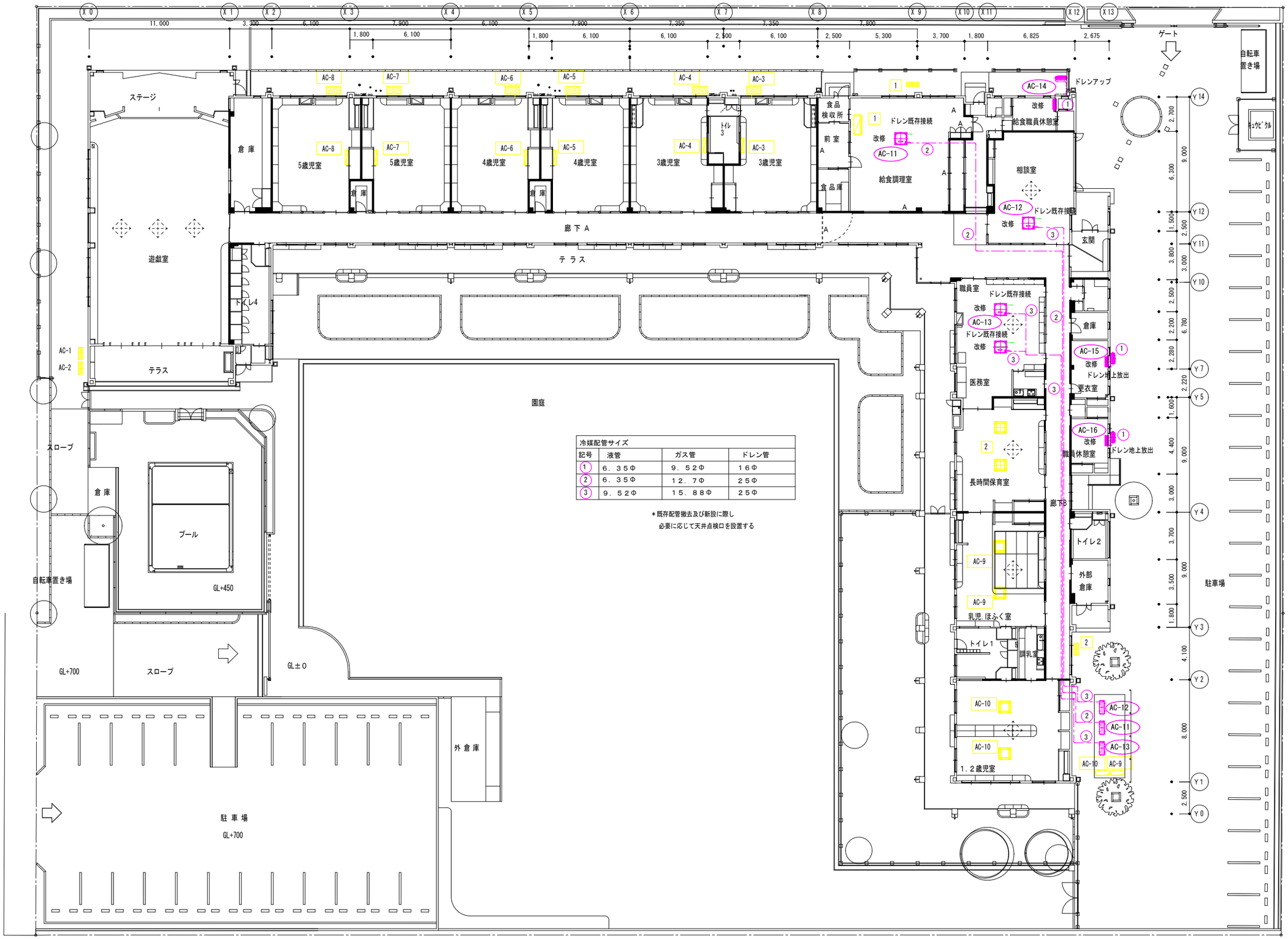
空調機器表

機器記号	機器名称	仕様・付属品	電気仕様(60Hz) 相 Φ	電圧 V	消費電力 KW	階	設置場所	台数	参考型番（三菱）	備　考
AC-11	パッケージエアコン 寒冷地仕様	型式　天井カセット形4方向　R32 冷房能力　3.6kW　　暖房能力　4.0kW 付属品　ワイヤードリモコン，防振架台，　防護ネット	3	200	(冷)0.62 (暖)0.71	1	給食調理室	1	【PLZ-ZRMP40HF5】 PL-ZRP40HA4 PUZ-ZRMP40KA15	グリーン購入法適合機種 PC-RP140HA12(既存)考慮
AC-12	パッケージエアコン 寒冷地仕様	型式　天井カセット形4方向　R32 冷房能力　10.0kW　　暖房能力　11.2kW 付属品　ワイヤードリモコン，防振架台，　防護ネット	3	200	(冷)2.26 (暖)2.26	1	相談室	1	【PLZ-HRMP112H5】 PL-ZRP112HA4 PUZ-HRMP112KA9	グリーン購入法適合機種
AC-13	パッケージエアコン 寒冷地仕様	型式　天井カセット形4方向　R32 冷房能力　12.5kW　　暖房能力　14.0kW 付属品　ワイヤードリモコン，防振架台，　防護ネット	3	200	(冷)3.13 (暖)3.10	1	職員室	1 室内機×2	【PLZX-HRMP140H5】 PL-ZRP71HA4　×2 PUZ-HRMP140KA9	グリーン購入法適合機種
AC-14	ルームエアコン 寒冷地仕様	型式　壁掛形　R32 冷房能力　2.20kW　　暖房能力　2.80kW 付属品　ワイヤレスリモコン，リモコンホルダー 防振架台，　ドレンポンプ	1	100	(冷)0.43 (暖)0.54	1	給食職員休憩室	1	【MSZ-KXV2226-W】 MSZ-KXV2226-WIN MUZ-KXV2226	グリーン購入法適合機種
AC-15	ルームエアコン 寒冷地仕様	型式　壁掛形　R32 冷房能力　2.80kW　　暖房能力　4.00kW 付属品　ワイヤレスリモコン，リモコンホルダー ブラケット架台，　防振架台	1	100	(冷)0.58 (暖)0.89	1	更衣室	1	【MSZ-KXV2826-W】 MSZ-KXV2826-WIN MUZ-KXV2826	グリーン購入法適合機種
AC-16	ルームエアコン 寒冷地仕様	型式　壁掛形　R32 冷房能力　2.50kW　　暖房能力　3.20kW 付属品　ワイヤレスリモコン，リモコンホルダー ブラケット架台，　防振架台	1	100	(冷)0.50 (暖)0.64	1	職員休憩室	1	【MSZ-KXV2526-W】 MSZ-KXV2526-WIN MUZ-KXV2526	グリーン購入法適合機種

撤去空調機器表

機器記号	機器名称	仕様・付属品	電気仕様(60Hz) 相 Φ	電圧 V	消費電力 KW	階	設置場所	台数	備　考
	パッケージエアコン	型式　天井カセット形4方向 付属品　ワイヤードリモコン				1	給食調理室	1	
	パッケージエアコン	型式　天井カセット形4方向 付属品　ワイヤードリモコン				1	相談室	1	
	パッケージエアコン	型式　天井カセット形4方向 付属品　ワイヤードリモコン				1	職員室	2	
	パッケージエアコン	型式　壁掛形 付属品　ワイヤードリモコン				1	給食職員休憩室	1	
	パッケージエアコン室外機	型式　床置形　氷蓄熱式 TSGP560K　（ダイキン）	1	200			1、2歳児保育室 東側外部	1	
	パッケージエアコン室外機	型式　床置形 RXGYP560K　（ダイキン）	3	200			1、2歳児保育室 東側外部	1	
	パッケージエアコン室外機	型式　床置形 RXE10K　（ダイキン）	3	200			1、2歳児保育室 東側外部	1	
	職員休憩室の既存室内機は、天井裏埋込タイプなので、撤去しない。								

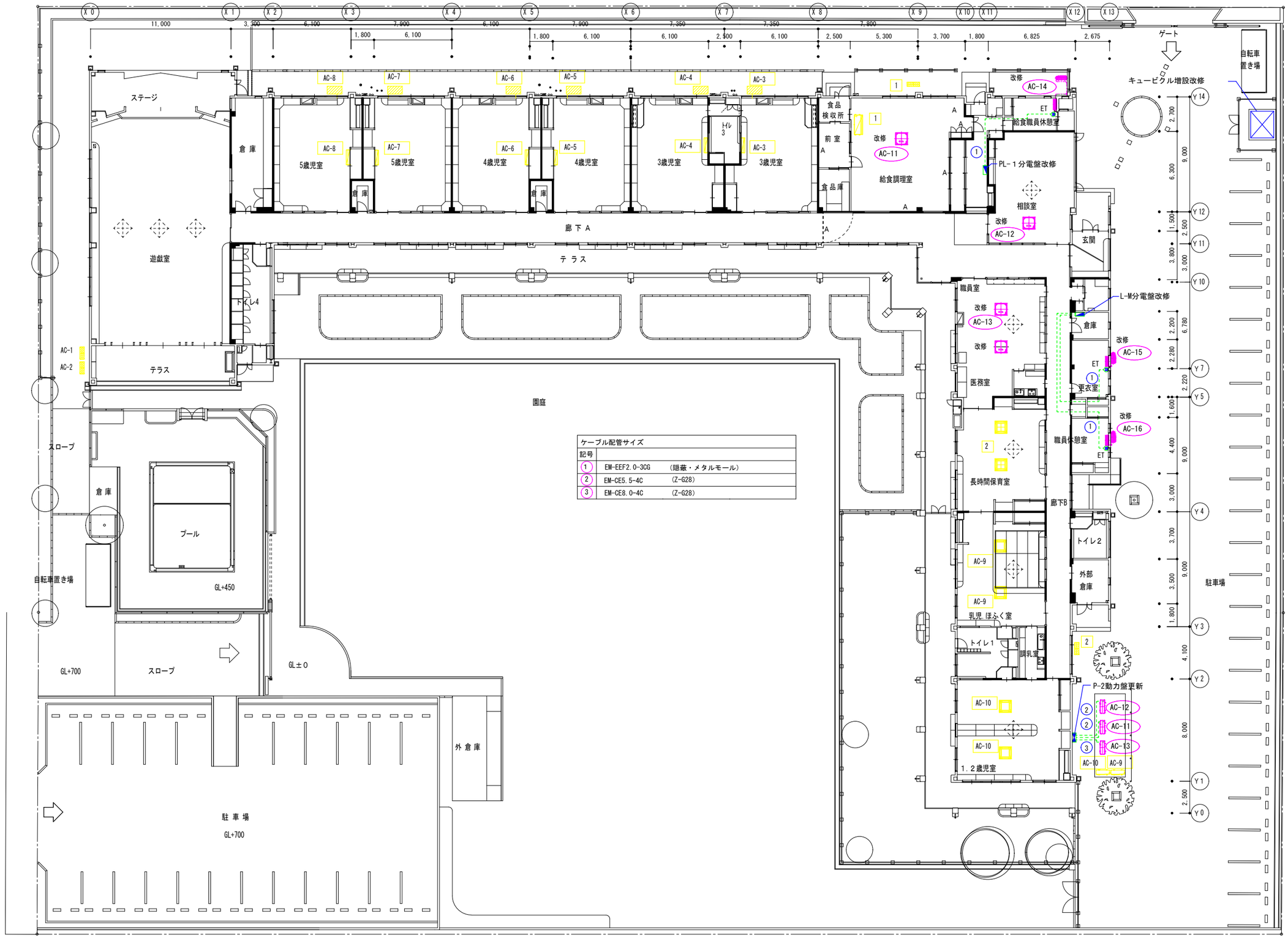
			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園　空調機更新工事	設備機器表	M- 2
							SCALE 1 : 300　(A3)	DAY



冷媒配管サイズ			
記号	液管	ガス管	ドレン管
①	6．35Φ	9．52Φ	16Φ
②	6．35Φ	12．7Φ	25Φ
③	9．52Φ	15．88Φ	25Φ

＊既存配管撤去及び新設に際し
必要に応じて天井点検口を設置する

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園　空調機更新工事	設備機器更新平面図 SCALE 1：300 (A3)	M- 3 DAY



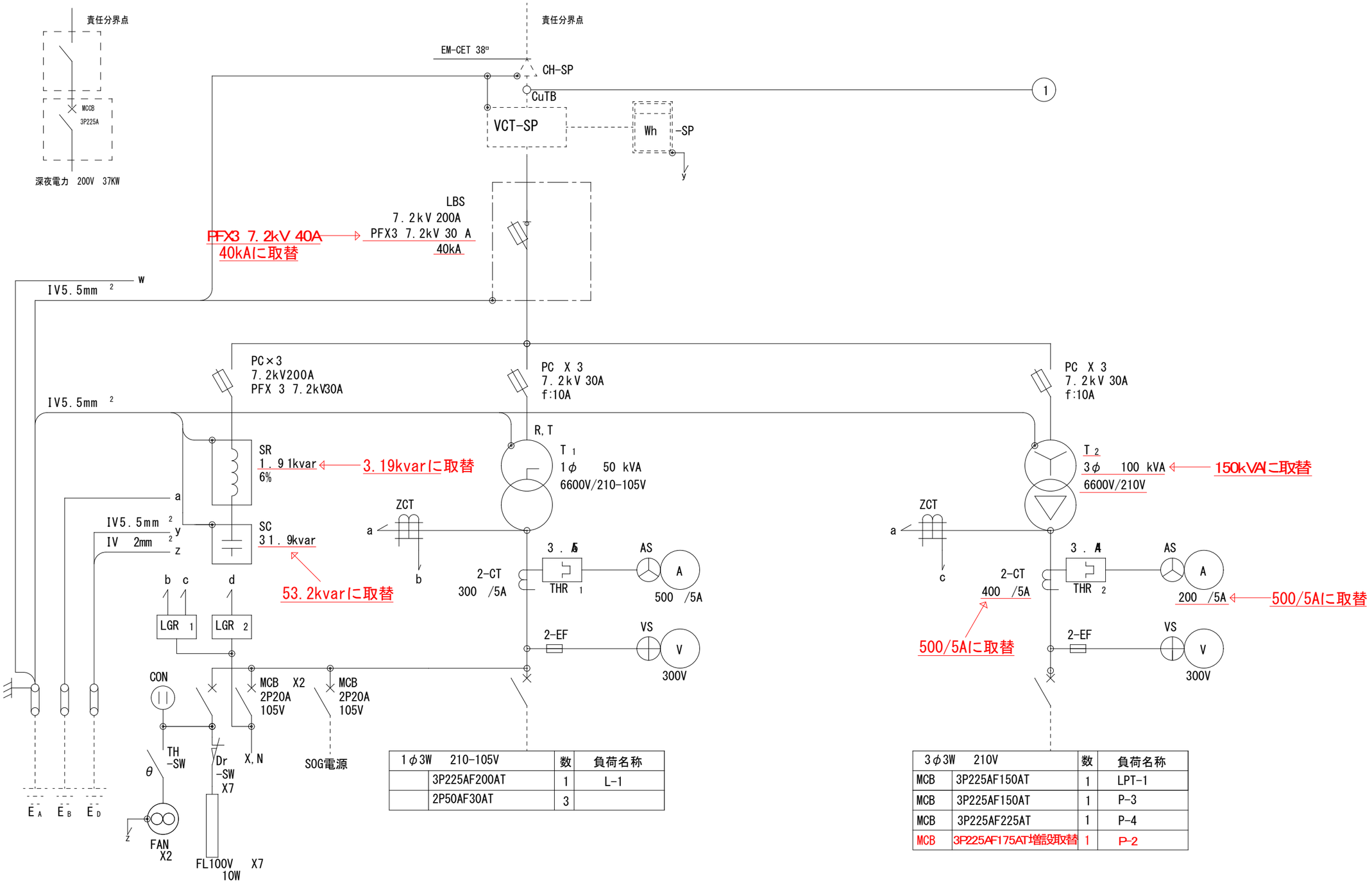
ケーブル配管サイズ		
記号		
1	EM-EEF2.0-3CG	(隠蔽・メタルモール)
2	EM-CE5.5-4C	(Z-G28)
3	EM-CE8.0-4C	(Z-G28)

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園　空調機更新工事	電気設備図	E-1
							SCALE 1：300 (A3)	DAY

07ナ982

3φ 3W 6600V 60Hz

SOG7.2KV 200A 100MVA



1φ3W 210-105V		数	負荷名称
	3P225AF200AT	1	L-1
	2P50AF30AT	3	

3φ3W 210V		数	負荷名称
MCB	3P225AF150AT	1	LPT-1
MCB	3P225AF150AT	1	P-3
MCB	3P225AF225AT	1	P-4
MCB	3P225AF175AT増設取替	1	P-2

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和８年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園 空調機更新工事	高圧受電設備単線結線図 （改修）	E－2
							SCALE 1：non	DAY

3Φ3W200V
Cubより

MCCB 3P
225/175A

ELCB 3P	3Φ3W200V	負 荷 名 称	番号	番号	負 荷 名 称	3Φ3W200V	ELCB 3P
50/40A	6.38 kW	1・2 歳児 エアコン	既設1	既設2	蓄熱エアコン２	― kW	100/100A
50/40A	6.38 kW	乳児・ほふく 室 エアコン	既設3	既設4	長時間保育室 エアコン	5.97 kW	50/30A

既設動力盤(Ｐ―２) （屋外・壁掛・防水型）

撤去

⇩

3Φ3W200V
Cubより

MCCB 3P
225/175A

ELCB 3P	3Φ3W200V	負 荷 名 称	番号	番号	負 荷 名 称	3Φ3W200V	ELCB 3P
50/40A	6.38 kW	1・2 歳児 エアコン	既設1	既設2	長時間保育室 エアコン	5.97 kW	50/30A
50/40A	6.38 kW	乳児・ほふく 室 エアコン	既設3	新設4	給食調理室	0.705 kW	50/15A
50/30A	5.15 kW	相談室	新設5	新設6	職員室	6.38 kW	50/40A

新設動力盤(Ｐ―２) （ 屋外・ 壁掛・ 防水型）

新設取替

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度（債務負担行為） 南穂高認定こども園　空調機更新工事	空調機動力分電盤図	E－３
							SCALE 1：non	DAY